

1

郵便貯金法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○福田(萬)国務大臣　ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

郵便貯金会館は、郵便貯金の周知宣伝を行う施設として、すでに全国十一ヵ所に設置されておりますが、この法律案は、これらの郵便貯金の周知宣伝の施設を、広く国民の利用に供し、効率的な運営を図り、もって郵便貯金の普及に資するため、郵便貯金法について所要の改正を行おうとするものであります。

郵便貯金会館のあり方につきましては、第七十
五国会におきまして、次期通常国会を日程に必要
な法的措置を講ずる旨、政府としての見解を表明
していたものであり、さきの第七十七国会に郵便
貯金法の一部を改正する法律案を提出いたしまし
たが、審議未了となつたものであります。

この改正の内容は、郵政大臣が、会議、集会、
その他大多数の者の利便を図るために設備を備えた大
施設を設置することができるることとし、その施設の
運営を、郵政大臣の認可を受けて設立される郵
便貯金振興会に委託するものとすること、及び郵
便貯金振興会の設立等についての所要の規定の整
備を行おうとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました郵便切手類完ざばき所及び印紙完ざばき所に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げま

○伊藤委員長　通信行政に関する件について調査を行います。
この際、坂本日本放送協会会长より発言を求めておりますので、これを許します。坂本日本放送協会会长。

ものとなるとして手数料率を適用しようとするものであります。

この改正によりまして、買い受け月額二十万円以下での売りさばき人はもちろん、「二十万円を超える売りさばき人につきましても、買い受け月額のうち二十万円以下の金額に対する手数料は増加することとなります。

なお、この法律案の施行期日は、昭和五十二年一月一日といたしております。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○伊藤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

郵便手類及び印紙の売りさばき人に対する支払は現行の売りさばき手数料の率は、昭和四十九年一月に改正されて今日に至つたものであります。が、その後における人件費等売りさばきに要する経費の増加等を考慮いたしまして、適正なものに改めようとするものであります。

改正内容は、売りさばき人の買ひ受け月額のうち、一万円を超える五万円以下の金額に対する手数料の率を百分の七から百分の九に、五万円を超える十万円以下の金額に対する手数料の率を百分の六から百分の八に、十万円を超える二十万円以下の金額に対する手数料の率を百分の二・五から百分の四にそれぞれ引き上げるとともに、買ひ受け月額が一円未満ない場合または買い受けをしなかつた場合においては、月額一円の買ひ受けとみなす

名を受けました。まことに浅学非才でございますけれども、一生懸命努力したいと努めておりますので、よろしく御指導のほどをお願い申し上げたいと思います。

なお、小野前会長辞任問題につきましては、先方に大変御心配をおかけしたことと思いまして、当時補佐の責任の一人でございました私といたしましても大変責任を感じておる次第でございます。この席をおかりして深くおわび申し上げる次第でございます。(拍手)

○伊藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次二つを計ります。河野氏。

御報告いたさせます。

労いただきまして大変恐縮に存じます。

大臣にしろ、また会長にしろすでに御存じよ思
いますけれども、先般私どもがこの委員会におい
てN H K の受信料の値上げの問題につきまして、
ともかく国民の合意を得る、受信者の皆さんの合
意を得るために、値上げそのものについてはいろ
いろ意見もありましたけれども、最終的に全党が
賛成する中で受信料の値上げが決定をされたわけ
でござりますけれども、その後不幸にして、いま会
長からお話をあつたように、N H K 内部にも人事
の問題とかいろいろあったようでございます。し
たがいまして、その後のN H K の運営の内容が私
は非常に気になっております。値上げはしたがう
まくいくつておるのだろうかということが非常に気
になりますので、最近のN H K の運営の内容につ
いて、まずお伺いしたいのですけれども、もうすで
に九月でいわゆる上半期が終わつたわけでござい
ます。この上半期の中でのN H K 業務の進み度あ
い、特に財政的に見まして、たとえば契約につい
ては年間七十万台の増加を目標にして努力をされ
てきておるようございますが、そういうことにつ
いての進捗の状況はどういうことになつておる
のか、お伺いしたいのです。

につきましては、これは九月末の見込みでございましてまだ確定的な数字は得ておりませんが、その見込みで見ました場合に、前年同期に比べまして〇・九%の落ち込みでございます。それから契約につきましては、これも会長申し上げましたように、収納の方に重点を置きましたし、何とか新しい料金額を定着させるということに重点を置きましたので、契約の伸びの方は前年同期に比べまして非常な落ち込みになつております。これも概数でございますが、九月末の増加はおよそ二万八千件でございます。したがいまして、前年同期に比べますとほぼ一割程度になつております。

○阿部(未)委員 少し具体的になりますが、特に契約の方から少し詳しくお伺いしたいのですが、われわれがことしの予算を審議した際のNHKの年間増加目標は七十万台であったはずでござります。いまのお話では二万何千台しかいっていいない。上半期は大体終わったところの数字と思いますから、常識的に言えば、三十五万台の新しい契約が、白黒差し引きしてふえていなければならぬ。それが大体NHKの運営の当初の目標であつたはずでございます。収納の方に重点を置いたと云ふことがわからぬわけではございませんけれども

ども、しかし契約台数をふやしていくということは非常に大きいNHKの仕事であるはずでございます。それが、三十五万台どころか、上半期が終わってもまだその一割にも満たない一万四千台であるということはゆゆしい問題であると思いますが、その辺についてどういうふうに理解されるのですか。

○中塚参考人　純増は確かに二万八千でござります。しかし新しい契約を二万八千件しかとつてないということではございません。この純増と申しますのは、新しく契約をいたしましたその増加分と、それから転居等で契約が廃止になる、そういう減少分、それとの差し引きの差額がこの純増でございます。それで見ますと、減少の方は五十年四月から九月まで、要するに前年同期の減少は百四十一万五千でございます。当期五十一年の上半期の減少は百四十六万八千でございます。五万ほど減少はふえておりますが、ほぼ横ばいであるというふうに私ども見ております。増加の方は前年同期が百八十一万四千でございます。当期五十一年度の上半期が百四十九万六千でございます。ここでは一八%の減少。増加の方で約一八%減っているということで、差し引きの純増で前年同期が三十九万九千件増加しておったのに当期は二万八千件しかふえていない。減少の方はほんばいでございます。増加の方が前年同期に比べて一八%，およそ二割少ないということの結果がこういう結果になつた。増加の方も決して新しく契約をとっていないわけではございません。したがいまして、新しく契約をとる、これにさらに力を入れれば下半期で目標に向かってかなりの回復はできるというふうに考えております。

一般も、私地方本部を回つてまいりました。各地方放送局の営業部長の会議に出たわけでござりますが、各営業部長とも下半期で十分回復できるということを申しておりますので、私どもは下半期に最大の努力を傾ければ上半期のおくれを取り戻すことは可能であるというふうに考えておりま

○阿部(未)委員　内容をいろいろ承りましたけれども、私どもの理解では、何ぼ減って何ぼふえたか、そういうことは余り問題ではないわけです。要するに当初N H Kが計画をされたのは、この昭和五十一年度で、普通契約では五十五万減るだろう、しかしカラー契約で百二十五万ふえるだろう、そういう見通しを立てられて、差し引き七千万新しい契約はできるのだというふうに、いわゆる純増になる。七十万という目標に対しても、二万八千、半期終わっておるのですよ。彼らも、そういう見通しを立てられて、下半期に期待を持つとしてみても、これは常識的に考えて、六ヵ月間過ぎた今日、目標全体七十万台からいいうならば、これはまだ五%ですか、「割にも満たない数字でしょう。五%ぐらいの数字しかできないなくて、あと九五%が下半期でできるのですか。それはここで答弁されるのは結構ですよ。しかしこれは言い逃れに終わったら、一体、最後にN H Kが決算せんならぬ時期に、七十万台の契約ができないときには、歳人の大きい欠陥になるはずですよ。もしそれが歳人の欠陥にならぬようN H Kの予算ならば、われわれ審議した予算の内容には大変な問題があることになりますよ。これは、会長、どうですか、いま中塙理事からお話をありましたけれども、年度末には間違いなく七十万の増加になりますか、いまの状況で。

期で九五%いけるとは私はどうしても思えないのです。そうすると、いまあなた方がおっしゃっているのは、国会の答弁だから何とか言い逃れをしておけば済むだらうぐらいのお考えかもわかりませんけれども、われわれもっと真剣に、N.H.K.の経営については責任も持たなければならぬし、そういう観点から質問をしておるわけです。したがって、一体なぜ上半期で目標の5%もいかないような数字になつたのかということについて検討してみて、その原因がどこにあつたのか。その原因を取り除かなければ、下半期におけるその目標の達成というのはなお困難になつてくると私は思うのです。ですから、言いわけよりも、むしろ、この六ヶ月間にかくかくの理由があつたからこういうふうになつたのではないかと思われる。さてこれの理由はこういうふうにのけていきたい、そのことによつて下半期はこういうふうな数字で大体いけるだろう。もし下半期に自信があつたりになるのならば、たとえば十一月に何万台、十二月に何万台と、三月までの各月の台数をこのとおりにやつてみせますという自信がおありならば、それはそれで結構です。しかし、それでなければ、やはり、何が上半期においてこのような新契約の不振を招いたかという点について、値上げができたからいいというものじゃないじやないですか、もつと真剣にN.H.K.は考えてもらわなければ、われわれも、値上げに賛成した立場から、非常に大きい責任を感じますよ。どうですか、この点は。

○阿部(未)委員 監督官庁として郵政当局、私はお伺いするつもりはなかつたのですが、いまN H K はあるいう御答弁をなさつていますが、郵政当局の方からごらんになつて私どものような懸念はございませんか、どうですか。

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。

N H K の受信料値上げにつきましては、一般の国会で先生方の御努力をいただきまして、おかげさまで値上げができたわけでございますが、その後の問題につきましては、われわれといたしましても先ほど先生から御指摘がございましたような点につきまして、かねがね懸念を持つていただけでございます。したがいまして、放送協会の方といろいろその点につきましても現在相談を行つておるわけでございますが、やはり第一には、この値上げの問題の御審議の過程におきましてもいろいろな問題が指摘されております。その点につきまして、一刻も早くN H K の方でその解決策を考えさせていただきたいということをお願いしておりますし、また、その実現の努力につきましては、ただいま協会の方からも話がございましたように、鋭意努力しているところでございます。

先ほど御指摘がございましたように、数の点においてはやはりわれわれが懸念いたしておりますように、なかなか思つたような達成率になつてしまつませんが、この点につきましてわれわれといつてしましても、今後十分N H K と相談いたしまして、またN H K を頼りいたしまして、事業計画が円滑に行われるよう心いにN H K の方に努力させたい、かように考えております。

○阿部(未)委員 私はもう少し詳細にN H K の考え方をお伺いしたいのです。たとえば受信契約の落ち込みというようなものはどの地域にあるのか、だからその原因はこういうことではないのか。伸びてる地域はどこか、その原因はこういうところにあるのではないか。そこまで検討をされて、そして下半期における対策はかくかくである。落ち込んでいる原因はこういうところにあつたと思ふ。——いま一つお伺いしました。それは、料金

値上げの周知に重点を置きましたということで、一つは私は理解しましたけれども、ただ、それで上半期の契約が5%であったという理屈にはならぬ。私はもつとほかに原因があるのでないかという気がするわけです。たとえば値上げが響いておりますとか、これはどうかわかりませんよ、わかりませんが、地域的に契約の伸び縮みを見ていくならば、ある地域においてはこれはひょっとすると受信料の値上げが響いたのではないか。また端的に言いますが、たとえばNHKの前の会長がおやめになつた経緯がある。これは後ほど経営委員長にお伺いしますが、こういうものが影響しているのではないか。そういうものを具体的に分析してみた中から初めて、今年度全体の計画に対する自信が出てくるのであって、その反省がないままに、何とかやります、何とかやりますと言つだけでは、私どもは何を聞いておるのかわからぬことになります。聞く以上は私どもかなり内容について自分で、この地域はちょっとと落ち込んでおるな、この地域はマイナスが出ておるじゃないか、この地域はかなり伸びておるなどいうところまで検討した上でお伺いしておるので、一般論といいますか、抽象論だけではなくなかなか私は納得しかねますが、どなたかひとつもつとはつきり答えてもらえませんか。

○中塚参考人 先ほど、下半期で十分取り戻しい

たしますということを申し上げましたが、必ずしも私も樂觀しているわけではございません。非常

にむずかしい数字であるという認識は十分持つて

おります。しかし私どもいたしましては、事業

計画に立てました目標を達成するために最大限の

努力を払つてやつてまいりたいというふうに考

えておりますことを、まず申し上げておきたいと思

います。

それから、契約の伸びの悪いところ、これはや

はり収納の状態も悪いところでございます。と申

しますのは、東京都あるいは大阪あるいは北海道

というふうに、主として大都市圏でございますけ

れども、そういうところは収納の率においても悪

いのです。

うございます。そういうところにやはり収納の率

を上げるために力を注がなくてはならない。やは

り受信料の値上げというものが一番影響している

のは、そういう大都市圏を中心としたところであ

るというふうに私は考えております。そういうと

ころではどういたしましても、現場で集金に回り

ます者の一聴視者に対する対応の時間というもの

が長くなるわけでございます。説明を必要とす

る、あるいはいろいろと苦情を申されるのに対し

て対応しなければならない、そういう一件当たり

の時間が長くなる、そのためどうしても能率が

悪くなります。そのため集金の効率が下がって

まいります。そういうことで収納の率も悪くな

る。それからどうしても力を入れますために、契約

の方の力というものが弱くなる。そのため契約

の伸びも悪くなる。そういう結果が出ていること

は私ども十分認識しております。したがいまし

て、下半期におきましてはそういう大都市圏、要

するに収納の悪いところは契約も悪いということ

で、そういうところに最重点を置いてやってまい

ります。そのように考えております。

○阿部(未)委員 私の理解では、世帯数に対する

契約数では東京が一番悪かったように理解してお

りますが、この契約の伸びでは、中塚理事、近

畿が非常に悪いのです。近畿は実にこの期間中に

累計で二万件以上落ち込んでおるはずです。マイ

ナスが出ておる。ところが一番大きい東京は四千

件ぐらいの落ち込みなんですよ。それから北海道

は四千件ぐらいの落ち込みですね。北海道、東京

が四千件ぐらいの純マイナスが出た。近畿はなぜ

二万出るのか。何か私はいまの中塚理事のお話だ

けでは納得のできない、ほかの原因がありそうに

思えるわけです。もし台数の多いところ、従来の

収納の悪いところが契約の伸びも悪いんだとお

しゃるならば、その割合から考えて、東京は四千

件落込んでいないのに——これは落ち込むの

はおかしいのですよ、プラスが出なければおかし

いのですが、東京が四千しか落ち込んでいない

に、何で近畿が二万件も落ち込んでくるのか、そ

れは、ことしの上半期に限つて行われるものではな

いのです。従来からずっと行われてきておるわけ

の原因を一体どうお考えになつていますか。

○中塚参考人 確かに先生おっしゃるとおりでござります。この東京それから近畿という地域分けの数字でございますが、東京という中には甲信越

も全部入つております。そういうところは非常に

よろしうございまして、東京都内だけで見ると

こうではどういたしましても、現場で集金に回り

ます者の一聴視者に対する対応の時間といふもの

が長くなるわけでございます。説明を必要とす

る、あるいはいろいろと苦情を申されるのに対し

て対応しなければならない、そういう一件当たり

の時間が長くなる、そのためどうしても能率が

悪くなります。そのため集金の効率が下がって

まいります。そういうことで収納の率も悪くな

る。それからどうしても力を入れますために、契約

の方の力といふものが弱くなる。そのため契約

の伸びも悪くなる。そういう結果が出ていること

は私ども十分認識しております。したがいまし

て、下半期におきましてはそういう大都市圏、要

するに収納の悪いところは契約も悪いということ

で、そういうところに最重点を置いてやってまい

ります。そのように考えております。

○阿部(未)委員 大都市の人口の移動というの

は、いかという懸念があるわけなんです。そうす

れば、当然こういう数字が出てくるおそれがあ

る。いまでは契約みたいなものはあつたけれど

も、単に納めなかつたから未収で挙がつてお

た。それが何か最近の料金値上げなりいろいろな

ごいたを反映して契約解除に踏み切つてしまつ

たのではないかという懸念があるから、この二万

といふ数字に私は非常に疑問を持ってきたわけで

すよ。あなたはちょっと未収の方と契約の増加の

方がとを混同してお話しになつておるようですが、

私が心配しておるのは、いまお話ししておるのは

たとえば最近契約解除が多いなら多いとおっしゃ

ります。あなたはちょっと未収の方と契約の増加の

方がとを混同してお話しになつてしまつてしまつ

たのではないかという懸念があるから、この二万

といふ数字に私は非常に疑問を持ってきたわけで

すよ。あなたはちょっと未収の方と契約の増加の

方がとを混同してお話しになつてしまつてしまつ

</div

なんです。したがつて、その御答弁ではなるほどと私は思えないのですよ。それは一つの理由ではあります。一つの理由ではありますけれども、それが絶対の理由であるとするならば、やはり何で五十一年の上半期だけにそんなに人間の移動が多くて、いままではなかったのかという問題が起つてくる。従来もあったのです。従来もあつたけれども、こういう数字は出でおりませんよ。ことしの上半期に特段の数字が出てきたから、私は疑問を持ってお伺いしておるわけです。したがつて、いまの理事の御答弁は、従来の傾向をそのままここでお答えになつておるのであって、ことしの上半期に起つた、少なくとも特異事情と思うその点についての解明がまだ十分部内ではなされてないようですし、中塚理事も新任ですからこれまで申し上げておりますように、何か新しい要因が加わつておるのではないか。そのことを非常に懸念をするがゆえに、特段に地域の名前まで挙げて検討の課題として提起をしましたので、この点についてはN K H の中で十分御検討をいただき、そして先ほど来お話をあつたように、まず契約目標については年間七十万の純増を達成できるよう、これは視聴者全体のためにも努力を願わなければならぬ問題だ、それがまた値上げを断行したことに対する責任であると私は思いますので、その点をまず第一点としてお願ひしておきますが、よろしくお願ひいたします。

その次に、今度収納の方ですけれども、集金をあげがあつたのかといふことでおしかりを受ける。それからもう一つは、N K H の中の人事の問題ですね。特に会長の交代に伴ういろいろなマスコミの報道等がかなりの影響を与えておるようと思われるので。契約を拒否しておる件数が全世界で六ヵ月間に大体どのくらいあったのか。それから滞納の件数、未収の件数の三つ、この六ヵ月

間のものがわかれればちょっと知らせてもらいたいのです。

○中塚参考人 それぞれの細かい数字、ちょっといま手元にございませんので、後ほどお届けいたしたいと思います。

○阿部(未)委員 それで数字は結構です。大まかにつかんだところで、対前年比でふえておるか減つておるか、感じとしてはどうですか。

○中塚参考人 値上げを理由として不払いが確かに出ております。その細かい数字はございませんけれども、集金取扱者からの報告を総合いたしました結果では、受信料の改定を理由とする不払は大体二万四千というふうには私どもつかんでおりません。このうち約三分の一の八千件は解決しております。残る三分の二についても引き続いておりまして、残る三分の二についても引き続いて解決に努力をいたしておりますとございま

す。それから滞納につきましては、五十年度末でございますが、それに比べまして約四万程度の増加になつておるというふうにつかんであります。細かい数字はちょっと手元にございませんので……。

○阿部(未)委員 これはペーセントで言つてわざかなんですかねども、ここにN H K からいただいた資料がございます。収納率、沖縄を除いておるのです。沖縄はまだ大変だといふうに私は聞きましたが、沖縄の問題は改めてまた質問させてもらいますから、いま申し上げる数字は沖

繩を除いた収納率ですが、五十年度第六期末、ことしの三月末の収納率は九六・八%、それから九月末の収納見込みになると思いませんけれども九五・九%、これは先ほど中塚理事がお答えになつた

ところではなくて、もっと大きい穴になつてく

る、歳入の欠陥になつてくるわけですよ。ですか

ら、私は一%といえども、七十万の目標を達成す

るのが非常に困難な中でさらに一%、二十六万の

金を納めない連中が出てくるのはゆるしい問題だ

と思われるのですが、先般協会の小野前会長が突

然おやめになるという事件があつて、新聞などで

いろいろ報道されておるわけでございます。ま

ず監督官庁として、郵政大臣は小野前会長の辞任

といふいきさつについてどういうふうに御報告を

受けおられるのか、承りたいのです。

○福田(篤)国務大臣 N K K 会長は放送法に基づ

いて經營委員会が任命することになつてること

は御承知のとおりでございます。今回のN K K の

任命につきまして、經營委員会が自発的に任命

したものと考えておりますが、ただいまの報告に

つきましては、役員の任命について放送法施行令

第四条によりまして報告を受けたことに相なつて

おりまして、これによつて報告を受けた次第でござります。

○阿部(未)委員 それは決まっておるわけですか

ら、報告を受けることはきわめてあたりまえのことなのです。その経緯についてどういうふうな報

告がございましたかと聞いておるのであります。

○阿部(未)委員 異議申立てたと聞いておるのであります。

○阿部(未)委員 異議申立てたと聞いておるのであります。

○阿部(未)委員 異議申立てたと聞いておるのであります。

○阿部(未)委員 異議申立てたと聞いておのでありま

るが、いま大臣のお話しのとおり内容は相違はございませんか。

○工藤参考人 小野前会長の辞任につきましては、参議院で御説明を申し上げたことを繰り返す

ことになりますけれども、小野前会長が田中邸を

訪問したということで、国会でまことに軽率であ

つたということを表明され、その後八月三十一

日に私の手元へ辞表を持ってこられたのでありま

り、かつ辞表を受けるのも経営委員会が受けるべきものであって、経営委員長個人が、経営委員長がこれを一人でお受けするわけにはまいぬと、いう判断のもとに、辞表はお預かりするけれども、出すのはひとつ経営委員会において出していただきたいということで、経営委員会を招集する最短期間の九月の三日に経営委員会にこの辞表が提出されたということで、日付は三十一日でございますけれども、その日に十三名出席いたしました。経営委員会で辞表を公表いたしまして、検討の結果、即日これを受理し、小野前会長は翌日の日付をもって辞任されたという経緯でございます。
○阿部(未)委員 辞任の申し出の動機と申しますが、原因となつた田中邸の訪問というお話がいまございましたけれども、経営委員会としては、前会長が辞任を申し出たのはきわめて至当であるという判断をなさつたわけですか。
○工藤参考人 経営委員会といたしましては即日これを受理したということで御質察願いたいと思ひます。
○阿部(未)委員 非常に微妙な言い回しですが、私の理解では小野前会長のとつた行為が辞任に値をするものという判断で即日これを受理した、そういう理解をしていいわけですね。
○工藤参考人 結構だと思います。
○阿部(未)委員 新聞の報道ですから、これは確かに実なりどころがあるわけではございませんけれども、当初小野会長は、これは私個人の行為であつて、N H K 会長としてではないというふうなことをおっしゃつておつたようでございます。個人の行為とおっしゃつたことと、いまおっしゃつた辺に相当するというふうな判断との間ですね。この辺の経営委員会の中のお話し合いはどういう内容だったのでしょうか。

ましても、これが小野個人の行為であるか、それともN H Kに非常にかかわりがあるかというふうなことは、無論論議の対象にはなりました。しかし、ここでその内容を申し上げるのは御勘弁願いたいと思いますが、先ほど申しましたように、即日これを受理したということで経営委員会としての判断は御賛辞願えると思います。

○阿部(未)委員 私はもうおやめになった方をむちを打つようなことは言いたくないと思いますけれども、この前にも同じようなことがありましたて、スト権ストの座長をおやりになつておつたときにも、スト権ストの座長の方は小野個人であつて、アジアの会議を行つた方はN H Kの会長の小野であったというふうなお話が御本人からあつたので、それでは会長は向こうへおいでになつて個人小野はスト権ストの会議の方に出ておられましたかと言つたら、体が二つないものですからそういふわけにはいかぬということになりました、最後後に、これからはそういう疑惑を持たれるようなことはしないという御答弁があつた。さらに会長は、したがつて、再任をされましたときのごあいさつも私は伺つておるのですけれども、これからKを代表するものであるという趣旨のお話があつたのを、私はN H Kの何とか報というのであつと見たことがあるのでありますけれども、それは必ずしも個人小野はない、一切の私の行為はN H Kを代表するものであるというのを、こう言い出す。その辺は、個人と公人のけじめがこれからも起つてくると思うのですが、会長を任命される経営委員会としては、N H Kの会長なり副会長というものは、これはもはや個人というのではない、特に言論機関を預かる責任者ですから、けじめをつけてもらわなければならぬと思つうですが、これから先もたとえば個人坂本とか、例えは悪いのでござりますけれども、個人坂本などというのが出てくると、非常に今度のような疑惑を持たれる結果にもなると思いますし、その点は経営委員会としてはどんなふうに御理解なさつて

○工藤参考人 まことに微妙な問題でございます。
けれども、これは人間でござりますからプライバ
シーもあり、いかにNHKの会長といえども全く
NHKから離れた一つの生活というものがないわ
けではないと思いますけれども、NHKという公
共機関の会長としての重大な責任ということは常
につきまとめておるというふうに理解しております
し、今後もそうありたいと思います。

○阿部(未)委員 それで、何もあなたの責任をこ
とさら追及するわけではありませんが、せつかく前
再任してわずか四十日でござりますか、四十日前
後でおやめになるという結果になつたわけですけ
れども、再任されるときはどういう模様だったの
でござりますか。

○工藤参考人 これは小野前会長が一期、三年間
会長を勤めまして、その前に十七年間NHKの副
会長として前田会長を助けてやられてきた。こと
に会長としての三年間の業績というものはわれわ
れ相当に評価いたしました。はじめて一生懸命に
会長としての職務を果たした。ことに值上げを伴
いました今度の予算で、国会においても小野前会
長としては全力を擧げてこれを、皆さんの御賛同
を得るように努め、かつそのときいろいろ附帯決
議をいただきまして、これを実行していくかなく
ちやならない、そういう責任を小野前会長は持つ
たわけでございますから、三年間の実績と、それ
から国会その他で、彼がもう三年間実際上NHK
を運営してやっていかなければならない責任とい
うものを考えますと、小野会長を再任するのが最
適である。これは比較的すんなりと十三名の者が
合意に達したのでございます。

それが四十日間たつたあたりに不幸な出来
事が起つたということは全く不測のこととござ
いますが、われわれとしても責任を感じないわけ
ではございません。まことに残念だったと思いま
す。

○阿部(未)委員 いろいろな見方、いろいろな意
見はあるうと思いますが、私ども国會でNHKの

予算なりいろいろなものの審議をゆだねられておるということは、やはり視聴者の立場を代表するというふうに自負しておるわけでございます。経営委員会はこの国会における私たちのいろんな議論についてある程度承知をしていただいておるのでしようか。

○工藤参考人 詳細に国会担当の理事から報告も受けておりますし、また国会の議事録は全委員に配付されまして、これを熟読いたしております。

○阿部(未)委員 前総理の田中角栄さんと小野会長との関係につきましては、私は三度にわたってこの委員会で質問をしておる経緯がございます。たとえば「総理と語る」という番組が二カ月で一回であったものを「一ヶ月一回」に強引にやつた。そのことについて私は小野会長にいろいろ御質問を申し上げましたところが、一国の総理がどういう行政の姿勢を示すか国民は知りたいところだとおっしゃる。それが、七月になつたところが、田中角栄さんの顔がゆがんだ途端にこれがなくなつてしまつた。しかし、一国の行政を聞きたい国民の気持ちに変わりはないわけでござりますから、それは田中角栄さんの顔のゆがんだことは無関係ではないかと、こうも私は申し上げた経緯もありましたし、また稻毛の土地をわざわざＮＨＫが買い取つて、そうして渋谷の国の払い下げの土地と交換をさせられたとか、いろいろな問題について私はこの国会で——私のみならず他の多くの方々が田中角栄さんと小野さんの関係、またスト・権スト問題をめぐつてのいろいろな議論、そういうものが国会でなされてきたわけでござりますから、したがつて、私は、今度のこの事態を経営委員会が全然予知し得なかつたとするならば、それは少し経営委員会に不明の点があつたのじゃないでしょうか。先ほどのお話をでは、もうほんと問題なく十三人が一致して、こうおっしゃいましたけれども、仄聞するところでは、必ずしもそうでなかつたために何回か経営委員会が繰り返されたといふふうにも聞いておりますし、当然その内容については、いま私が申し上げましたような、国会

におけるいろいろな議論というふうなものも踏まえての経営委員会の中の議論ではなかったのか、少なくとも国民のN.H.K.である限り、それは三大职业の問題はありません。されども、経営委員会の内容といい、議論の内容でいうものは、私は国民に知らされてしかるべきだ。そういう点から考えて、まず第一点は、国会の私どもの議論について十分耳を傾けていただきおつたとするならば、七月の再任それ自体に問題はなかったのか、この点はどうでしょうか。

○工藤参考人 七月の時点において小野前会長を再任するという場合には、田中角栄前首相との関係といつもの是一切問題になりませんでした。

○阿部(未)委員 なりませんでしたということ

は、国会のいろいろな会議録等について読んではおるが、国会の議論などというようなものはそれが田中時代の次官であったというのは十七年も昔のことであり、その後特別の関係がなかったものというふうにわれわれは考えておりました。

○阿部(未)委員 N.H.K.報道の偏向の問題に触れれば、それぞれの政党の立場からそれぞれの言い分はあるだろうと思ひますから、偏向の問題がとやかくというところまでは触れませんけれども、しかし、小野会長と田中さんの関係が単に十七年前に大臣と次官であっただけではなくて、この国会で問題になつたことについては経営委員会では一顧だに与えられなかつたのでしようかと私は申し上げております。

○工藤参考人 一顧だに与えられなかつたといふことはございません。しかし、たとえばいまお話をになりました「総理と語る」というふうなものが、小野会長の意思によつていろいろやめたり進められたりしたものではなくて、N.H.K.のそういう当事者の人々との相談の上で決められたといふ

ふうにわれわれは理解しております。

○阿部(未)委員 大きな手落ちになる。これは

もはや小野会長個人ではなくて七月時点で選んだときの経営委員会の選び方、それが四十日を出す

てこういう事態を引き起こした、結果を招いた。「総理と語る」という番組の問題にしまして

も、本当に会議録を読んでいただけておりますな

らば、小野会長が自分でやりになつたと答えて

おるのでよ。これは政府から申し入れがあつて

て、政府から申し入れがあつて

て、私はそれがいいと思つたからやりましたとい

うふうに、これは責任者ですからお答えになつた

のか、そう御自分でお考えになつたのか知りませ

んが、やはりそれは何といつても最終的な責任を

負う立場にあるわけでございます。ましてや、先

ほど言つたように、十七年前は大臣、次官の関係

にあつたという、さなきだにそういう目で見られ

がちな立場にある会長であれば、当然国会におけ

るそういう議論について会長自身も耳を傾けてし

かるべきだったと私は思うのですけれども、さ

っきから申し上げましたように、おやめになつた

方をとやかく言いませんが、そういう経緯があつ

て、なおかつ七月に再任をされ、しかもそれから

四十日を出して辞表を提出されることが至当で

あるという判断を下さなければならなかつた経営

委員会の決定それ自体には責任がないのですか。

○工藤参考人 われわれは、七月の時点、十六日

でございますが、再選したということに対しても

そのときの最善を尽くしたものと思っております

が、ああいう不測の事態が起つたことに対する

非常に遺憾と思い、かつ、ある責任はあるとい

うふうに考えております。

○阿部(未)委員 第一点は、七月の時点の再任の

経過について経営委員会の認識は最適任であった

というふうにお考へのようですが、私は

国会の議論等について十分耳を傾けていただき

おつたならば、七月の再任の時点ですでにその問

題は経営委員会の中で当然議論をする一つの柱

になつておつたはずだと思つのです。それをやら

なかつたことそれ自体が経営委員会の一つの手落

ちぢやなかつたのですか。さらにはわせて、それ

重ねておつたのは不測の事態ではない

重大ではないか、こう申し上げておる。その辺の

点はどうお考へですか。

○工藤参考人 経営委員会の議事公開ということ

はあると思います。ただわれわれとしましては、

しばしば問題になるのでござりますけれども、

私は一般的の議題においても、この十三人の者が數

は知れておるのですから縦横無尽に活発な論議を

尽くすという意味では公開でない方がやはり言い

やすいのではないか。一番なにするのは、公開と

食い違いはどうでしょうか。

○工藤参考人 御指摘のよう、若干の食い違い

があると思います。ただわれわれとしましては、

四十日を出でしてあいうことが起つたということ

もはや小野会長個人ではなくて七月時点で選んだ

ときの経営委員会の選び方、それが四十日を出で

てこういう事態を引き起こした、結果を招いた。

この招いた結果について、二つの点から私は

おるのでよ。これは政府から申し入れがあつて

て、政府から申し入れがあつて

て、私はそれがいいと思つたからやりましたとい

うふうに、これは責任者ですからお答えになつた

のか、そう御自分でお考えになつたのか知りませ

んが、やはりそれは何といつても最終的な責任を

負う立場にあるわけでございます。ましてや、先

ほど言つたように、十七年前は大臣、次官の関係

にあつたという、さなきだにそういう目で見られ

がちな立場にある会長であれば、当然国会におけ

るそういう議論について会長自身も耳を傾けてし

かるべきだったと私は思うのですけれども、さ

っきから申し上げましたように、おやめになつた

方をとやかく言いませんが、そういう経緯があつ

て、なおかつ七月に再任をされ、しかもそれから

四十日を出して辞表を提出されることが至当で

あるという判断を下さなければならなかつた経営

委員会の決定それ自体には責任がないのですか。

○工藤参考人 われわれは、七月の時点、十六日

でございますが、再選したということに対しても

そのときの最善を尽くしたものと思っております

が、ああいう不測の事態が起つたことに対する

非常に遺憾と思い、かつ、ある責任はあるとい

うふうに考えております。

○阿部(未)委員 十四日後には最適任であった

というふうにお考へのようですが、私は

国会の議論等について十分耳を傾けていただき

おつたならば、七月の再任の時点ですでにその問

題は経営委員会の中で当然議論をする一つの柱

になつておつたのは不測の事態ではない

重大ではないか、こう申し上げておる。その辺の

点はどうお考へですか。

○工藤参考人 経営委員会の議事公開ということ

はあると思います。ただわれわれとしましては、

四十日を出でしてあいうことが起つたということ

もはや小野会長個人ではなくて七月時点で選んだ

ときの経営委員会の選び方、それが四十日を出で

てこういう事態を引き起こした、結果を招いた。

この招いた結果について、二つの点から私は

おるのでよ。これは政府から申し入れがあつて

て、政府から申し入れがあつて

て、私はそれがいいと思つたからやりましたとい

うふうに、これは責任者ですからお答えになつた

のか、そう御自分でお考えになつたのか知りませ

んが、やはりそれは何といつても最終的な責任を

負う立場にあるわけでございます。ましてや、先

ほど言つたように、十七年前は大臣、次官の関係

にあつたという、さなきだにそういう目で見られ

がちな立場にある会長であれば、当然国会におけ

るそういう議論について会長自身も耳を傾けてし

かるべきだったと私は思うのですけれども、さ

っきから申し上げましたように、おやめになつた

方をとやかく言いませんが、そういう経緯があつ

て、なおかつ七月に再任をされ、しかもそれから

四十日を出して辞表を提出されることが至当で

あるという判断を下さなければならなかつた経営

委員会の決定それ自体には責任がないのですか。

○工藤参考人 われわれは、七月の時点、十六日

でございますが、再選したということに対しても

そのときの最善を尽くしたものと思っております

が、ああいう不測の事態が起つたことに対する

非常に遺憾と思い、かつ、ある責任はあるとい

うふうに考えております。

○阿部(未)委員 第二点は、七月の時点の再任の

経過について経営委員会の認識は最適任であった

というふうにお考へのようですが、私は

国会の議論等について十分耳を傾けていただき

おつたならば、七月の再任の時点ですでにその問

題は経営委員会の中で当然議論をする一つの柱

になつておつたのは不測の事態ではない

重大ではないか、こう申し上げておる。その辺の

点はどうお考へですか。

○工藤参考人 経営委員会の議事公開ということ

はあると思います。ただわれわれとしましては、

四十日を出でしてあいうことが起つたということ

もはや小野会長個人ではなくて七月時点で選んだ

ときの経営委員会の選び方、それが四十日を出で

てこういう事態を引き起こした、結果を招いた。

この招いた結果について、二つの点から私は

おるのでよ。これは政府から申し入れがあつて

て、政府から申し入れがあつて

て、私はそれがいいと思つたからやりましたとい

うふうに、これは責任者ですからお答えになつた

のか、そう御自分でお考えになつたのか知りませ

んが、やはりそれは何といつても最終的な責任を

負う立場にあるわけでございます。ましてや、先

ほど言つたように、十七年前は大臣、次官の関係

にあつたという、さなきだにそういう目で見られ

がちな立場にある会長であれば、当然国会におけ

るそういう議論について会長自身も耳を傾けてし

かるべきだったと私は思うのですけれども、さ

っきから申し上げましたように、おやめになつた

方をとやかく言いませんが、そういう経緯があつ

て、なおかつ七月に再任をされ、しかもそれから

四十日を出して辞表を提出されることが至当で

あるという判断を下さなければならなかつた経営

委員会の決定それ自体には責任がないのですか。

○工藤参考人 われわれは、七月の時点、十六日

でございますが、再選したということに対しても

そのときの最善を尽くしたものと思っております

が、ああいう不測の事態が起つたことに対する

非常に遺憾と思い、かつ、ある責任はあるとい

うふうに考えております。

○阿部(未)委員 第二点は、七月の時点の再任の

経過について経営委員会の認識は最適任であった

というふうにお考へのようですが、私は

国会の議論等について十分耳を傾けていただき

おつたならば、七月の再任の時点ですでにその問

題は経営委員会の中で当然議論をする一つの柱

になつておつたのは不測の事態ではない

重大ではないか、こう申し上げておる。その辺の

点はどうお考へですか。

○工藤参考人 経営委員会の議事公開ということ

はあると思います。ただわれわれとしましては、

四十日を出でしてあいうことが起つたこと

もはや小野会長個人ではなくて七月時点で選んだ

ときの経営委員会の選び方、それが四十日を出で

てこういう事態を引き起こした、結果を招いた。

この招いた結果について、二つの点から私は

おるのでよ。これは政府から申し入れがあつて

て、政府から申し入れがあつて

て、私はそれがいいと思つたからやりましたとい

うふうに、これは責任者ですからお答えになつた

のか、そう御自分でお考えになつたのか知りませ

んが、やはりそれは何といつても最終的な責任を

負う立場にあるわけでございます。ましてや、先

ほど言つたように、十七年前は大臣、次官の関係

にあつたという、さなきだにそういう目で見られ

がちな立場にある会長であれば、当然国会におけ

るそういう議論について会長自身も耳を傾けてし

かるべきだったと私は思うのですけれども、さ

っきから申し上げましたように、おやめになつた

方をとやかく言いませんが、そういう経緯があつ

て、なおかつ七月に再任をされ、しかもそれから

四十日を出して辞表を提出されることが至当で

あるという判断を下さなければならなかつた経営

委員会の決定それ自体には責任がないのですか。

○工藤参考人 われわれは、七月の時点、十六日

でございますが、再選したということに対しても

そのときの最善を尽くしたものと思っております

が、ああいう不測の事態が起つたことに対する

非常に遺憾と思い、かつ、ある責任はあるとい

うふうに考えております。

○阿部(未)委員 第二点は、七月の時点の再任の

経過について経営委員会の認識は最適任であった

というふうにお考へのようですが、私は

国会の議論等について十分耳を傾けていただき

おつたならば、七月の再任の時点ですでにその問

題は経営委員会の中で当然議論をする一つの柱

になつておつたのは不測の事態ではない

重大ではないか、こう申し上げておる。その辺の

点はどうお考へですか。

○工藤参考人 経営委員会の議事公開ということ

はあると思います。ただわれわれとしましては、

四十日を出でしてあいうことが起つたこと

もはや小野会長個人ではなくて七月時点で選んだ

ときの経営委員会の選び方、それが四十日を出で

てこういう事態を引き起こした、結果を招いた。

この招いた結果について、二つの点から私は

おるのでよ。これは政府から申し入れがあつて

自分が一度言つたことを変えるといふことが非常にむずかしくなるのはなかろうかと思うのです。十三人が隔意なく意見を公開する場合は、あるいは最初自分が思つていたことと逆のことになると賛成してみたりいろいろなことになるわけですが、またそういうふうな形の討議というものが経常委員会としては必要ではなかろうかという観点から、公開という点に関しては私疑惑を持っておりま

ごとに人事の場合はおきましては、会長人事でございますが、これは特にいろいろな人の名前が出たり、あるいはある方に交渉してそれが向こう様の御都合でどうなったとかこうなったとか言つたりということになりますと、その御当人に對しても御迷惑もかかるし、また最後にわれわれは坂本新会長を最善の人として選んだのでございますが、それより前にこういうことがあつたあいいうことがあつたというふうなことになりますと、これは新会長としてもやりづらいということとござりますので、人事に関しては特に公開というのはむずかしいのではなかろうかと私は考えておるのをございます。

○阿部(未)委員 これは本当にあくまで率直に言つて、なかなかむずかしい問題だという気はするのです。しかしながら逆に専門知識の人事とかということがよく言われておるのも委員長御承知だと思います。したがつて、経営委員会というものは原則的に公開だという立場をとつていただく、そして必要なときにはおっしゃられたようなことがあり得ても、それは私は不思議ではないという気がするのですけれども、もう経営委員会はすべて外には漏らさないので、ということになつてきますと、何か特に密室の中でもやられておるというふうな疑惑を招くおそれもありますので、これはむづかしい問題だと思いますから御検討いただいておきたいと思います。

ただ、それに関連して私はこういうことが言えるのではないかと思うのですが、私が知つておる

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。

から騒ぐ 特にマスコミがあたりを本もじる本かし
く騒ぎ立てる。そういううむだなことが起こってくる。そういうこと
から考えますと、私は、あの四日間の経験からして
ても、やはり原則的には、後をどうするかは別にして、
少なくとも経営委員長が、八月三十一日に
小野会長から辞表が出たということを明確にして
おくことによって大分違つておったのではないか
というような気もしますので、この点はひとつ検討
をしていただきたいと思う点でございます。
それからその次の問題なんですが、小野会長は
辞任でございますね。辞任というのは放送法なり
定款なりのどういうところに該当するのでござい
ましようか。

○阿部(未)委員 そうすると、経営委員長、あなた方は大変なミスを犯したことになります。いま

項目に該当しない場合は勝手に止たりやめたりしては困る、そういう意味から辞任というのはこの由にはないのです。私はそう理解する。だから、あし電波監理局長の方で、辞任はこの項に該当するという条項があるならば示してください。それはないはずです。それがないというのは、そんなに勝手に辞任できないものだ、かくかくのときにはやめさせる、またはやめるということになるのであって、それ以外のときにはやめないと、そういう理解をすべきで、それほどN H K の会長の職責は重いのだというふうに理解すべきだと私は思うのです。どうでしょうか。

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。

○ 部(未)委員 私も本當は初めは専門的にそういうことがあるだろうと思ったんです。ところがよく調べてみると、それはないのです。これは仕免で、しかも一つは任命し一つは罷免することだけが定められておって、もし不適任である、先ほど申し上げました辭任が適當であると認められたとするならば、法的な手続としては、これは罷免しかないのですよ。だから、それならば当然あの頃にある、その行為が適當でなかったものに該当するものとして罷免をせざるを得なかつたのではないか。これは情としては忍びないことです。私も情としては忍び得ませんが、法の解釈からいへばそつなるのではないかという気がするのですがどうですか。

る」ということで、辞任の場合のことは規定してございません。それから辞任の場合につきましては、二十九条で「罷免することができる。」これは辞任でなく罷免でござりますが、こういう任免については二十七条と二十九条でございまします。したがいまして、今回のように、みずから辭職の理由あるいは別の理由で辞任する場合については、特段の定めはございません。これは経営委員会で判断するということになつております。

○阿部(未)委員 経営委員会で判断するといううえでござりますか。

○石川(晃)政府委員 特段の規定はございませんが、やはり任免といふのは一つつながりといふことでございまして、常識的に判断いたしますと、やはりそういう任命といふ問題の中に含まれるのでなかろうか、かように考えております。

○阿部(未)委員 私は、放送法なり定款に任命がないのに理由があると思う、この法律の精神に。それは、健康上の理由でその職にいたくなってしまったときはその項に該当するわけですが。それから、やつたことが行為の上で適任性を欠く場合にはこの項に該当するのです。そういう

あるならおたくの方で調べて私に教えてください。それほどNHKの会長の仕事は重いので、その任にたえられなくなつて病気になつたような場合はいいですよ。あるいは、間違つたことをした場合はいいですよ。適格性を失つたときには経営委員会がやめなさいと言うのはいいですよ。それ以外にはやめられないんです。そんなに勝手にきょうなり、あしたやめるということでは困る、そういう趣旨から辞任というのはないんですよ。これは放送法上も定款上も私の調べた限りではないですよでございますが、私が勝手なことを申し上げて間違つておるといけませんから、もあるならうらへば示していただきたい。

○工藤参考人　いま電波監理局長からお話をあつたように、私も、辞任を受ける受けぬということですが法規にあるかないかということは実はそこまで調べておらなかつたので、いま御答弁できなかつたのでござりますが、ただ、われわれとして常識的に考えたのですが、その本人が辞任届を出したからこれを受理するかしないかということは、任命した者が、経営委員会が判断すればよいという考え方で立つたのでござります。

あるならおたくの方で調べて私に教えてください。それほどN H K の会長の仕事は重いので、その仕事にたえられなくなつて病気になつたような場合はいいですよ。あるいは、間違つたことをした場合はいいですよ。適格性を失つたときには経営委員会がやめなさいと言うのはいいですよ。それ以外にはやめられないんです。そんなに勝手にきょうなり、あしたやめるということでは困る、そういう趣旨から辞任というのはないんですよ。これは放送法上も定款上も私の調べた限りではないですようでございますが、私が勝手なことを申し上げて間違つておるといけませんから、もあるならば示していただきたい。

○工藤参考人 いま電波監理局長からお話をあつたように、私も、辞任を受ける受けぬということとが法規にあるかないかということは実はそこまで調べておらなかつたので、いま御答弁できなかつたのでござりますが、ただ、われわれとして常識的に考えたのですが、その本人が辞任届を出したからこれを受理するかしないかということは、任命した者が、経営委員会が判断すればよいといふ考え方にして立つのでございます。

○阿部(未)委員 私も本当は初めは常識的にそろいうことがあるだろうと思ったんです。ところがよく調べてみると、それはないのです。これは仕事で、しかも一つは任命し一つは罷免することだけが定められておって、もし不適任である、先ほど申し上げました辞任が適当であると認められたとするならば、法的な手続としては、これは罷免しかないのです。だから、それならば当然あの頃にある、その行為が適当でなかつたものに該するものとして罷免をせざるを得なかつたのではないか。これは情としては忍び得ませんが、法の解釈からいふならばそうなるのではないかという気がするのですがござりますが、どうでしょうか。

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。

この任命あるいは罷免の件については法律でござりますが、どうでしょうか。

うに本人から事情があつて辞表が出された場合に、これを受け取るかどうかということにつきましては、これはやはり経営委員会の判断ということで、経営委員会はその任命についての権限を持つているわけでございますので、経営委員会で判断していただいて結構だと思います。したがいまして、そういう辞表も出ないという段階においての辞任と申しますか罷免と申しますか、これは法律に基づくよりほか仕方がないと思います。

○阿部(未)委員 それがよりどころがあればその解説も一つの解説だと私は思うのですけれども、それならばたとえばそういう途中でおやめになつた場合の後の会長の期間はどうなるわけですか。新たに任命されたときから三年になるのですか。前の会長の残任期間を引き継ぐのですか。

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。

これは任命されてからの期間でございます。

○阿部(未)委員 ですから任命されてから三年ですか、そういうことになつておるわけですが、そうすると、いまのような場合には、辞任というものが認められる限りにおいては、そういう規定を当然設けてその残任期間をやるとかいうようなものがなければならない。会長の任期は三年とするという以上、途中でおやめになつたような場合は当然それから残任期間を務める、これが一般的の常識でしよう。一般論としてそうなつておるはずですよ。たとえば理事の場合でもそくなつておると思うのですが、理事が欠員を生じたときにはそれを補充する、その人の任期は残任期間ですよ、大概それは定款にある。商法上もあるはずですよ。そんなものはないでしょう。

○石川(晃)政府委員 理事につきましては任命されてから三年間ということになります。ただこの放送法の中でございますのは、経営委員については残任期間がござります。

○阿部(未)委員 経営委員の場合に残任期間が出でるわけですが、大体常識的にはそうなるのじやないです。理事なんか数が多いからどうでも構わないようなものかもわかりませんが、とにかく特定の職にある人の場合は、普通は残任期間だというのが私は大体常識になつておると思うのです。ですからいまおっしゃったように、いみじくも経営委員の場合には残任期間ということになつておる。経営委員が残任期間であるのに会長は任命されたときから三年だというふうになつてきますと、非常に矛盾があるような気がします。ですかね、辞任という項がたとえば定款でもいい、設けられて、かくかくの場合には経営委員会がその辞任を認めて補充することができる、その上に立てて残任期間とするか、新しく任命されたときから三年にするか、それは別ですよ。別ですけれども、そういう規定がないということは、率直に言って予想し得なかつたのではないかという気が私はする。あるいはさつきの委員長のように常識論じじゃないかということもあるのじやないかといふのはそれほど重くて、そう朝晩やめてもらつては困るという解釈も成り立つ。そういう意味から、これは放送法の不備か定款の不備かわかりませんが、どうもいまの法規の中ではそう軽々と辞任の申し出があれば経営委員会がやつていいという規定にはなつていよいよな気がするのですがね。

それで、その次に経営委員長にまた少し聞きます。命するに当たってはいろいろな方々に当たられるというお話をあつたのですけれども、マスコミによりますと、まるでN H K の会長を任命する内閣総理大臣であるかのごとき觀を呈しておるのですが、内閣総理大臣と経営委員長というのはどういう關係になるのでござりますか。

○工藤参考人 これは非常にはつきりしておりますして、答えやすいのでございますが、私ども経営委員は、御承知のように内閣総理大臣に任命されて国会の御承認を得たわけありますが、一たび任命されて経営委員になりました以上、これは総理大臣も、恐らく国会も、不当行為がない限りこれを罷免できないわけです。その立場に立ちまして、経営委員が会長を選定するときには全くだれの束縛も受けず、だれの圧迫も受けずにやつております。これだけははつきり申し上げることができます。

○阿部(未)委員 これは、私は経営委員長が直接かどうかは知りませんけれども、まずいままでもう一度でしたし、今回の場合でもやはりそういうふうに内閣総理大臣なり政府の非常に重要な地位にある方がいろいろな動きをされておるというふうにマスコミが報道しておりますし、現に、私は個人の名譽にかかるプライバシーの問題ですから名前までは申しませんが――やつた方は言いますよ、言われた方は言いませんが、たとえば防衛庁長官の坂田さんがある人のところへ行つて、あなたた今度N H K の会長に就任してくれぬかと言つて、いた。これは事実ですよ。何で坂田防衛庁長官がN H K の会長の任命に頼みに行かなければならぬのか、その辺の事情がわからぬのですか、これがはどういうことでしようか。

○工藤参考人 私に関する限り何ら知りません。そういうことがあつたということも知らなければ、そういう政府の方々がなにされたということを知りません。これははつきりお答えできると思ひます。

○阿部(未)委員 されどは法の上で明確に経営委員会にあると理解をしておるのですけれども、われわれのそういう理解とは別に、今度三木さんはだれを推したいと思っている、それであの人に当たってみたけれども、だめで、今度はこの人に当たってみてこれもだめだったので、今度はあの人には当たったと、いろいろ書いてあります。しかし、私が一番よく承知しておるのは、いま申し上げた坂田さんがある学者のところへあなたのNHKの会長になつてくれぬかと頼みに行つた。坂田さんとNHKがどういう関係があるのでどううかと思って非常に色々怪々なのでございますが、これはひとつ明確に、経営委員会の責任において絶対に国民の公共放送の責任者を選ぶのに政治権力の介入は許さないということを明らかにしておいてもらいたいのです。

○工藤参考人 明確にさよう断言していいと思います。ことに坂田さんですか、そのことについて私は全く初耳でございます。びっくりいたしておりますのでございます。今度の会長選任のときの、その前の新聞記者会見でもいろいろな揣摩憶測が述べられたので、私は、それは皆記者諸君の頭悩の産物であるというお答えをしたのでございまして、われわれはあくまで良心と良識に従つて公明正大に、自主的に決定したということは確言できます。

○阿部(未)委員 非常に胸のすくような御答弁をいただきまして氣分がよくなつたのですが、そこでもう一つついでに、いわゆる週刊誌等の報道するところによると、前の会長人事、今度の会長人事とともに、経営委員長が会長になつてもいいというような希望があるために経営委員会の議がなかなか進まなかつたのだというふうな、まことに不都合な揣摩憶測記事が出されておるわけです。私は、経営委員長はやはり会長を任命する最高の責任者としてそういうことがうわざにもなるようなことがあってはならないと思うので、この際、私はそういうことは毛頭考えていないということを

天下に明らかにしておいてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○工藤参考人 機会を与えたことを非常に幸せに思っておりますが、私は選ぶ人でありますと選ばれる人ではございません。

○阿部(未)委員 それは先ほど私が申し上げたとおり選ぶ立場にあるのであるから、だから選ばることはあり得ないというふうに理解していいわけですか。（工藤参考人「はい」と呼ぶ）わかりました。

では、その次の質問をさせてもらいますが、放送法の二十九条、それから協会の定款の四十条の関連でたしか内規があると思うのですけれども、顧問という制度についてちょっと知らせてもらえないで、会長がいろいろと詰問するというようなことのために顧問とか委員とかいう方々を委嘱することができます。

○坂本参考人 放送法を受けまして定款の四十条で、会長がいろいろと詰問するというようなことのために顧問とか委員とかいう方々を委嘱することができます。たとえば副会長と専務理事は顧問にしてもができるというふうに定めてあるわけでございます。

○阿部(未)委員 その程度のことなら、会長、実は私も知つておるのです。内規の中にもう少し詳しく、たとえば副会長と専務理事は顧問にしてもいいとか、会長の場合には名譽顧問にしてもいいとか、そういう定めがあるわけで、その中にはたしか報酬については別に定めるとか、そういうものがあつたよう記憶するのですが、会長でなくいいとか、だれか知つておるでしょう。

○藤島参考人 ただいまのお話は、役員の職にあつた者を全部顧問にするということをございまして、その中で特に会長の職にあつた方は名譽顧問とするということをございます。

○阿部(未)委員 全部「する」ですか、「してもない」じゃないですか。どちらだったですか。

○藤島参考人 会長の職を終わられた方は全部名誉顧問ということになつてござります。

○阿部(未)委員 あれは内規にしかなかつたように思うのです。定款ではなかつたように思うのですが、その内規を後でちょっと見せてもらうよう

にあれしてみてくれませんか。

そこで、仄聞するところでは小野前会長も何か名譽顧問になつたということなんですが、その場合、これはどこの責任で顧問にするわけでござりますか。

○坂本参考人 これは協会の方で、先輩としての一種の待遇ということでお願ひしてあるわけでござります。

○阿部(未)委員 私はさつきから言うように、死んだ人にむちを当つるようなことは非常に酷だと思いますし、言いたくありませんけれども、国民からあれだけの指摘を受けたわけですからね。これは早く言えれば、率直に言って前会長の身から出たさびだと言わざるを得ないと思います。そういう意味から言えば、法的に言うならばいわば罷免に該当するのではないか。それをいろいろな解釈をつけて、先ほど来聞くところによると辞任、本人から申し出があったということで処置をつてしまつたようですからそこまで私は申し上げたのですが、本当は、あれだけの問題を起したとなれば、これは罷免に値するのではないかとさえ私は思うのです。そのことは聞いておるのですからそれは決まつておるので、何ば上げることにしましたかと聞いておるので、何ば上げることにしましたと言えませんか。

○藤島参考人 これは顧問としていろいろやっていただためのお礼でございまして、別に給料とか報酬というものはございませんので若干と申し上げたわけですが、大体おやめになつたときの給料相当くらいのものを当分の間出すということです。

○阿部(未)委員 やめになつたとき相当額を差し上げるわけですか。

○坂本参考人 いま申し上げたとおりでござります。

○阿部(未)委員 顧問の任期というものはないわけでございましょう。

○藤島参考人 任期は三ヵ年でございます。

○阿部(未)委員 三ヵ年、あるわけです。会長がやめると、NHKは会長を三ヵ年間は養い続けなければならない。会長をおやめになつても、そういう規程がある以上、後三年間は名譽顧問で残るわけですから、会長と同じ給与を差し上げるわけですね。退職金規程はどうなっておりますか。

○藤島参考人 退職金の方の規程の詳細は手元に

こともこれまた常識的に判断のできるところだと思うのです。特にあの項の中には、私ははつきり記憶してないで悪いのですが、報酬を出すことが

できるようになっておって、その額も協会で決められるようになつたと思うのですが、そういう点はどういうことになつておるのですか。

○藤島参考人 若干のお手当を差し上げることになつております。

○阿部(未)委員 その辺がちょっとおかしいのです。何も若干とおっしゃらなくても、何ば何ばと決めましたと言えないので私は、何か隠そう隠そうとしているような感じがしていやなんですよ。規定がある。若干の手当を出している。あ

るのですからそれは決まつておるので、何ば上げることにしましたかと聞いておるので、何ば上げることにしましたと言えませんか。

○藤島参考人 これは顧問としていろいろやっていただためのお礼でございまして、別に給料とか報酬というものはございませんので若干と申し上げたわけですが、大体おやめになつたときの給料相当くらいのものを当分の間出すということです。

○阿部(未)委員 やめになつたとき相当額を差し上げるわけですか。

○坂本参考人 いま申し上げたとおりでござります。

○阿部(未)委員 顧問の任期というものはないわけでございましょう。

○藤島参考人 任期は三ヵ年でございます。

○阿部(未)委員 だから、もつとはつきり答えてくださいと申し上げたのですが、そうなると、私はいやですが、では、小野会長に幾ら上げましたかと聞かなければならぬ。私は、やめになつた方だからそこまで言いたくなかったから規程だけ聞こうと思つたけれども、そんなふうに若干だとか幾らか加算ができるとかいうような言い方になつてくれます。では、小野会長の場合に在職年数、それと、それは小野会長の場合に在職年数、それに百分の五十五ですか何か知らぬが、それに加算は幾らあつたのかというふうに聞かざるを得ぬことになつてくるじゃないですか。それで総額何ばになりましたか、こうなります。

○坂本参考人 小野前会長にはまだ差し上げておらないものですから、これから……。

○阿部(未)委員 ではその計算の根拠はどうなりますか。その加算金というのはどのくらいになることになるわけですか。差し上げておらぬというのと計算はせぬというのと別でござりますから、その加算金というのと計算はせぬというのと計算をしたらどうなりますか。

○坂本参考人 大体最高で五割ぐらいがリミット

ございませんので、後ほどお届けします。

○阿部(未)委員 そこにそれだけ理事さんがお見えになつておりますと、退職金の規程を大体知つておる理事さんが一人ぐらいおるはずでございます。副会長、知らぬでもいいですよ。だれか知つている人から答えてください。

○坂本参考人 在任の月数を月の報酬額に掛けましたものの百分の五十五ということでおざいま

でござります。

○阿部(未)委員 そうしますと、会長の報酬は幾らだったか私は知らないのですが、それに在職月数を掛けてそれに自分の五十五を掛けるわけです。それにさらに五〇%の割り増しがつくとおおむねどのくらいの額になるのですか。

あれは、会長は会長の任期だけで、理事は理事の任期だけで、副会長は副会長の任期だけ、何かそんなふうになつてはいるはずですね。

○坂本参考人 おっしゃる通りでございます。
○阿部(未)委員 だから会長の任期だけについては大したことはないのですけれども、しかしNHKにお勤めになつておる間に、職員か、職員でなければ理事があつて、副会長があつて、会長がある。早く言えば四回も退職手当をもらうわけでしょう。四回も退職手当をおもらないになつてそしておやめになつて、会長当時と同じ報酬をまた顧問として三年もお受けになる。これは、ちょっとと国民、視聴者の皆さんがそれをお聞きになつたら、それでも受信料の値上げですかということになりますよ。それも、非常に功績がおありになつて、本当にあの人はよくやつていただいたという場合ならばそういう声は起つていいと思います。しかし今度のような場合は当然起つて声です。私は、本当はそこまで聞きたくなかったから遠慮しない遠慮しないして聞いたのですけれども、あなたの方があつてあるとか少しプラスアルファだとか言うものだからいやなことを聞いてしまいましたが、これは経営委員長、経営委員会という立場でどうお考えになりますか。

○工藤参考人 まだ委員会へ出でおりませんから、出ました上で、経営委員会で検討したいと思います。

○阿部(未)委員 これ以上私が申し上げるのは言いたい過ぎになるかもわかりませんが、少なくとも視聴者の感情からすれば、あれだけの問題が起こつておやめになつた方を、規程にあるからといって名譽顧問にし、三カ年間も同じ報酬を差し上げる。それも、それを差し上げなければ生活にお困

りになるとかいうようなことなら私はそういうこ

とは言ひませんよ。恐らくそういうことではないと私は思います。ないと私は思います。ないと思いますから、天下りがどうだこうだと言われ、今度の人事でもその問題が出てきて、天下りに反対だとか賛成だとかすごいぶん新聞で騒がれておつたのを見たるわけ

ですが、何と言つても郵政省の事務次官をおやりになつたと言えば、役人としては位人臣をきわめたわけでございます。そしてさらに今度はNHKという公共放送の会長をおやりになつた。その上に、私は不必要なとは言ひませんが、どうしてもなければならぬというお金でないお金を、受信料が集まるからといってどんどん差し上げておつたのでは、これは私は受信料の値上げには賛成しましたけれども、そういう運営の内容についてはとても私は賛成することができませんよ。もう少しNHK内部で姿勢を正す、経営委員会の方でもひとつみかじめをしてもらいたいと思いますが、姿勢を正してもらわなければ、先ほど来私が心配をした受信料の未収、契約の伸び悩み、これはますます蔓延してくるだろうということを私は懸念をします。

特にその点について、監督官庁の郵政大臣の所信も伺つておきたいと思います。

○福田(篤)国務大臣 御承知のとおり、NHKが報道、言論の機関として事業を自主的にやることを保障されているたまえから申しまして、その中立性は当然強く要求されしておりますし、同時に對して広範な国民から抗議と厳しい批判が寄せられていることは御承知のとおりです。その結果、結局は小野氏が会長をやめるということになつたわけですけれども、坂本新会長はNHKを代表して、この問題についてNHKとしてどう反省されているか、お聞かせいただきたい。しかも、小野会長というのは再任早々にこういう事態を引き起こしているわけですから、ひとつNHKを代表してどう反省されているか、お聞かせいただきたく。

○坂本参考人 冒頭のごあいさつの中でも申し上げましたように、小野前会長の問題につきましては、はなはだ遺憾であるというふうに存じております。そして、当時補佐する一人である私としてもまことに申しわけないと思って、御迷惑をかけたあるいは御心配をかけた方々に陳謝している次第でございます。

○平田委員 NHKの不偏不党、公正中立という原則から照らして、小野会長の行動をめぐる問題については非常に重大な問題であるというふうに思つてます。そういう意味でこの問題からどうのようになつたのか、お聞かせ願いたい。

○坂本参考人 NHKの放送につきましては、放送法の第一条でともかく放送の自由、表現の自由についておられるのか、お聞かせ願いたい。

○坂本参考人 私は、NHKに職を奉じる職員の人々の皆さんなどは行く先々でとにかく文句を言われる。謝つてくる以外にない。自分たちが謝つたというようになってるわけですよ。それだけに視聴者との接点で仕事をしている人々の苦勞は弁の中でも、計画と比べて新契約の伸びが非常に低いことが問題になつたわけですけれども、これから先の問題としてやはり私も憂慮いたえないわけですよ。そういう意味で視聴者との関係は非常にまずい関係をあの事件はつくり出します。そういうふうに思つてます。それだけに視聴者との接点で仕事をしている人々の苦勞は並々ならぬものがあつたろう。とりわけ委託集金人の皆さんなどは行く先々でとにかく文句を言われる。謝つてくる以外にない。自分たちが謝つたからとてどうにもならぬのだといふふうに訴えておるわけですよ。この苦勞されている委託集金人の皆さん方に对してはどのように説明し、どのような反省をなされたのか、お聞かせいただきたい。

○坂本参考人 私は、NHKに職を奉じる職員の皆様方に、いま申し上げたようなことを全員に申し伝えたわけでございますけれども、その中身に

午後一時十七分開議

○伊藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。平田藤吉君。

○平田委員 初めに、NHKに対して質問したいと思います。

ロッキード疑惑事件の中心人物の一人として逮捕されていた前総理の田中角栄が去る八月に出獄すると、すぐにNHKの現職会長だった小野氏が早速見舞いに駆けつけているわけです。これは、

先ほども問題になつておられたけれども、このことに対する広範な国民から抗議と厳しい批判が寄せられていることは御承知のとおりです。その結果、結局は小野氏が会長をやめるということになつたわけですけれども、坂本新会長はNHKを代表して、この問題についてNHKとしてどう反省されているか、お聞かせいただきたい。しかも、小野会長というのは再任早々にこういう事態を引き起こしているわけですから、ひとつNHKを代表してどう反省されているか、お聞かせいただきたく。

○坂本参考人 職員全員につきましては、いまこの席で申し上げましたように、大変遺憾なことであります。そして私も当時補佐の任にあつたわけだから、その点については深く責任を感じ、なお職員の皆さんにも御心配をかけたということで深く陳謝をし、今後のNHKの安定ということで会長以下一心になってやりたいということを訴えたわけ

でございます。

○平田委員 さつきの阿部議員の質問に対する答弁の中でも、計画と比べて新契約の伸びが非常に低いことが問題になつたわけですけれども、これから先の問題としてやはり私も憂慮いたえないわけですよ。そういう意味で視聴者との関係は非常にまずい関係をあの事件はつくり出します。そういうふうに思つてます。それだけに視聴者との接点で仕事をしている人々の苦勞は並々ならぬものがあつたろう。とりわけ委託集金人の皆さんなどは行く先々でとにかく文句を言われる。謝つてくる以外にない。自分たちが謝つたからとてどうにもならぬのだといふふうに訴えておるわけですよ。この苦勞されている委託集金人の皆さん方に对してはどのように説明し、どのような反省をなされたのか、お聞かせいただきたい。

○坂本参考人 私は、NHKに職を奉じる職員の皆様方に、いま申し上げたようなことを全員に申し伝えたわけでございますけれども、その中身に

つきましては、いま先生御指摘の方々に對しても
同様の気持ちでございますし、それは営業担当の
専務を通じてお伝えしてあるわけでございます。
○平田委員 これはNHKの經營を支える上で、
一つの重要な役割りを果たしている人々なのです
ね。それだけに委託集金人の皆さんのお苦労につ
いて私も大変心を痛めておりますし、前国会で
も、この人々に對する待遇の改善や、それからこ
の人々の声がNHKの經營委員会なりNHKの会
長を初めとする幹部の皆さんとのころへ届くよう
なシステムをつくる必要があるということを主張
したわけですよ。それは聴視者との關係において
は大事な役割りを果たす人々であるだけに、私は
ここのことろを重視しているわけですね。まあ遺
憾であったと言えば遺憾であったということを済
んでいるのかもしませんけれども、改めて私は
やはりこの人々に対して、会長として大変まずい
ことをしでかしてしまったという意味で陳謝をす
る必要があるんじゃないかというように思ってい
ますが、どうですか。

○坂本参考人 私もございさつの中で要するに深
くおわびするというふうに申し上げてありますので、そういう趣旨に御理解いただけているという
ふうに思っております。

○平田委員 NHKは不偏不党、公正中立の原則
とそれから自律性を守らなければならぬ、また
守りますとというふうに言ってこられているわけで
すね。それは当然だと思うのです。ところがこの
春の値上げ問題のときに、ロッキーード疑惑事件が
表面化し、特に政府与党である自民党ではこの問
題の報道に神経を大変とがらせていましたわ
けです。いまでもそうだ思います。この時期に日本共産
党国會議員団が、疑惑の持たれている前総理であ
った田中角栄だとあるいは元官房長官であつた
橋本登美三郎だと、こういう人々の二十八名の
名前を発表した。この名簿と理由を発表したこと
について私があなたに質問したわけです。この発
表というのは、上田耕一郎参議院議員がわが党の
国会議員団を代表して記者会見の席上で発表した

ものなんですね。記者会見でのこの発表は、当然N H Kだけでなく他の報道機関でも取り上げられたわけですよ。赤旗でも当然ですけれども、翌日付けの日刊紙に報道したわけです。この日刊赤旗新聞は大変な売れ行きで増刷をしなければならなかつた。飛ぶように売れたわけですよ。このことにも見られるように、広範な国民の間に大きな反響を呼んだんだと思うのです。それだけに政府与党である自民党にとっては痛手だったようで、早速自民党総務会が取り上げて、ちょうどN H Kの予算審議が行われているという状況のもとでN H Kが赤旗の報道をニュースで取り上げたのはけしからぬという趣旨の論議が盛んに行われて、報道によればN H Kに対して圧力がかけられることになった。これに呼応するかのよううに、小野前会長は委員会で自民党委員の質問に答えて、チエック体制を強化いたしましたというふうに答弁をしたわけですね。こうした状況下で、私はまず自民党側の言う、N H Kが赤旗の報道をニュースで取り上げたという歪曲を指摘して、そうして事実経過を明らかにするために質問をしたわけです。

この質問の経緯を若干申し上げますと、自民党委員からこの委員会で「私は、自民党の一代議士としてこの機会に承らしていただきたいのは、私は直接聞いたわけではございませんが、ロッキード事件の疑惑の人というようなことで、社会新報、これに次いで赤旗に取り上げられた人名がN H K放送で放送されたやに聞くわけございます。こういうことをやりますと、実は自民党からも自由民主という党機関紙がございます。あるいはまた民社党にも公明党にもそれぞれございます。こういう機関紙に報道されたこの種のことは報道しなければならないことに相なるわけでございます。」と考えて質問を取り上げたわけですよ。私が取り上げたことに対し事実経過を明らかにしてもらいたいと言ったのに對して、坂本会長は、こうい

うふうに答えていいるのです。「御指摘のよう、
NHKのニュースで社会新報並びに赤旗に掲載さ
れることになりました事実関係を、上田耕一郎氏
の記者会見の記事として取り上げた次第でござい
ます。」こういうふうに言っているわけですよ。こ
こであなた方が明確にしなければならなかつたの
は、記者会見で国会議員団が発表した、ニュース
性があるからNHKの記者がそれを取り上げてニ
ュースで報道した、こういう経過で、赤旗に出た
から報道したというものじやないのです。これは
どの党に対しても、国会で記者会見がありまして
発表があつた場合、ニュース性があるものはすべ
て私ども自主的に判断をして自立的に報道してい
るのでございますと答えればいいことなんです
よ。ところが、あなたの答えというのは、持つて
回つて、そして自民党的側から出された問題に対
して事実経過も述べなければ否定もしないという
態度をとつておる。これは小野前会長もそうなん
ですよ。いろいろなことをいっぱい言つてゐるけ
れども、ここに質問で述べられた事柄について、
自民党的空員の方から指摘されたことについて
は、それは経過はそつじやないのでござりますと
いう指摘はしていいのですよ。小野前会長は体
制を強化いたしましたということを指摘している
のですよ。こういう扱い方というのは大変重大な
問題であると私は考えておる。そこで、今日段階
であのときの事実経過は明確なんですから、共産
党の国会議員団が記者会見をやつて発表したもの
を報道するたびにがたがた騒いでいたんじキ話に
なりませんからね。報道の自由に対する重大な侵
害にかかわり合いを持つわけですから、そういう
意味であなた方はやはり毅然とした態度をとるべ
きだ、私はそう思う。したがつて、改めてここで
あのときの事実経過を明らかにし、あなたのあの
ときの発言についてどう考えられるのか、お聞か
せいただきたい。

あって、共産党的上田耕一郎議員の記者会見を取材して放送したのでござりますというのを、もう一度その後でお答えしたように記憶しておるわけでございますが、おっしゃるとおり赤旗を引用したというのではございませんで、上田耕一郎議員の記者会見を取材して頭にそういうクレジットをつけて放送したわけでございます。

○平田委員 あなたはその後でちゃんととしたようなことをおっしゃるけれども、私も非常に慨嘆いたわけですよ。NHKの重要な職にある人が自民党から言わされたからといってふらふらしてわけのわからぬような物の言い方をするというのはまことにけしからぬ。事実経過なら事実経過できちんと――事実は事実で存在するのだから、ちゃんととする必要があるのだというように考えて、私は次のように言っているのですよ。「はつきりさせておきたいのは、共産党国會議員団の記者会見を報道として扱つたのでしよう。」これに対してあなたは「私が承知しております限りにおいては、共産党の上田耕一郎氏の記者会見というふうに聞いております。」こういう言い方をしているのですね。あとはこの問題には触れていないのですよ。この記者会見で発表されたものをニュース性があるのNHKとして取り上げたのでござりますと言わなきゃならないはずなんですよ。ところが、とにかくあのときの諸般の事情というのはあなたにそういう言い切れないような、はつきりさせるとぐあいの悪いような状況があったのじゃないか。そういう事態に遭遇したときに明確な態度をとれないようではこれは大変だととにかく新会長が就任された早々でもあるから、私は改めてこの点を確認しておきたいということとて質問しているわけなんですね。その点について、あのときの状況から見てあなたはこの発言で十分だったと思つてているのかどうか、ひとつお聞かせいただきたい。

○坂本参考人 お先生が御指摘になるような心境では、当時ございませんでしたのですけれども、多少歯切れの悪いようなことでおしかりを受けているわけですが、その後段で申し上げるのが事実でございました。

ざいますので、その点はひとつ御理解いただきたいと思います。

○平田委員 私がこの問題を改めてお聞きしたのは、不偏不党、公正中立の原則を踏まえて記者の自主的、自立的な判断で取材し報道するという当然過ぎるほど当然の行為に対し、何人も干涉してはならないし、許してはならないものだと考へなければならないし、同時に、そのことは国民の知の権利を保障していく上からもとりわけ重大なる点であり、民主主義という点から見てもいささかかゆるがせにできない問題であるといふうに考へておられるわけです。ところが、四月十三日自民党総務会でN.H.K.ニュースの問題がやり玉に上げられると、当時の現職の会長である小野氏が早速自民党に説明に行つたといふうに報道されている。そういうことや、それから田中角栄が出獄するなど、現職の会長で再任されたばかり、しかも監上げ法案を何とかしてくれと言つて国会を通過したばかり、こういう状況のもとで田中角栄のところへ現職会長が見舞いに行くなんていふことには、これは多くの国民から見たたら本当に異常な出来事としか思えないというようだと思うのですね。国民の間に大きな反響を呼んだのも当然だと思ひますけれども、私どもは、日本共産党国會議員田中一郎の記者会見で発表し、それが他の報道機関と同様にN.H.K.ニュースで報道されたときの一一番腹をさせていた一人が実は当の現職会長であった小野氏ではないのかというふうにすら私は思つているわけですよ。それはこのいきさつを見ればわかりますよ。とにかく不偏不党どころの騒ぎじゃないでありますけれども、私どもは、日本共産党国會議員田中一郎の記者会見で発表し、それが他の報道機関と同様にN.H.K.も顧みない、国会も顧みない、國民も顧みないで行動する人なんですですから、そう判断せざるを得ないでしよう。田中さんに大変お世話になつたからといってN.H.K.も顧みない、国会も顧みない、國民も顧みないで行動する人なんですから、どう判断せざるを得ないでしよう。こういうふうに事態の推移が物語っていると思うのです。こんな体質が公共放送機関であるN.H.K.に残っていたら、これは土

麦だというように考へるわけです。そういう意味で、私が心配するような小野前会長がとつた行為、田中さんとの関係などあるいは何とか言ひながら自民党のところへ駆け込んだりやつてきた行為との関係で考へると、私は大変心配するわけだけれども、そういう体質はNHKにいまだに残っているんじゃないのかという心配をしてお聞きするわけです。

○平田委員 それは大事なことだと思いますよ。
しかし、小野会長も同じことを言っていたんですね。
よ。言っていることとやっていることと違つてく
るのです。あなた方自身が、きょうの午前の阿部
議員の質問でも明らかになつたように、「一体どう
なつてゐるんでしょうと思わざるを得ないことを
いま現にやつているわけでしょう。たとえば、小
野前会長を特別顧問のいすに据える、それには
手当として会長当時の給与が与えられる。こんな
ことは小野会長のやつた行為から見て国民が納得
するはずはないですよ。それがあなた方は現にや
つてのけでおり、いまやうとしておるわけでし
ょ。さつきのお話では、経営委員会でまだ計算
はしておりませんが、退職金の問題もまだあるわ
けですね。実際の行動で示していくかと思います
よ。本当に新規契約を拡大すると言つたって、新
たな困難を生じますよ。あなたが言いわけをして
も仕方がない、実際の行動で示していきたいと思
いますと言つているけれども、実際の行動はそう
なつていて。大事なポイントがそうなつていて。
このことについてどう考えられるのか、再検討す
るつもりがあるのか、お聞かせいただきたい。

しかねます。実際の行動というか、私は放送の内容というふうに申し上げたつもりですけれども、そういうことで努力したいというふうに思う次第でございます。

○平田委員 私はいまここで小野会長の顧問としてについてすぐ返事をしるとは言いませんよ。やはり耳を傾けて検討する余地のある問題だと思ふから言うのですよ。このままでいたら、值上げはしましたけれどもやはりうまくいきませんということになりますよ。重大事態がやってきますよ。そういう意味で心配しているのですよ。だから私はここで返事をしろとは言いませんけれども、少なくとも検討してみる必要があるんじやないか、そのことについてどう考えるかを聞いているのですよ。

○坂本参考人 先生のお説として承らせていただきます。

○平田委員 お説として承っておきますというのは、國民から見たら本当に納得できない問題ですよ。それが、平気でお説として承っておきますと言つていられるようなあなたの考え方というのは、私はやはり重大問題だらうと思うのですよ。言うこととやることと違うのについては、私はやはり注目していますよ。そういう意味で検討してみたらどうだと言つてているのですから、お説として拝聴しておきますという話はないでしょ。もう一度答えてください。

○坂本参考人 私も、会長でござりますので、やはり同僚等とも十分相談して、お答えできるようにしたいというふうに考えておるわけであります。

○平田委員 相談をして検討いたしますといふことじゃなくて、相談をして検討いたしますといふことが言えるかどうかを同僚と相談する、こういうことですな。大変やこしい、決断のつかない、つまり小野会長時代の体質と変わっているのか変わっていないのかということを、私は一つの問題としてそこを見ているわけですからね。そういう態度は、きょうあいさつがあつたあなたから出

てこようとは恩わなかつたですな。いさざか考えさせられますわ。

これ以上あなたに聞いても、あなたは答えられないのでしょうかから、これ以上は聞きませんけれども、私がとりわけ心配しているのは、やはり特定の権力機関の人々との結びつきによって影響を受けていくような事態がN H Kにあっては困るということを心配しているから言うのです。だから、きっぱり切るべきところは切って前に出る。こういう大事件があった。さっきも出ていましたように、今までN H Kが経験したことはないわけでしょう。再任されて早々に辞任しなきゃならないという事態なんて経験したことない、そういう重大な事件。ロッキード疑惑事件というのも初めの事件だけれども、N H Kが当面している問題も、ロッキードとかわり合いを持って起こったといった問題なんですよ。それだけに、歴史上経験したことのない重大な事態を迎えていて、これを明確に、不偏不党、公正中立、そして自主自立の立場をしっかりと堅持していく上から見れば、国民が見て納得できないものについては、やはり検討するというのが素直な姿だと思います。そうされることを望みますよ。

郵政大臣、いまお聞きのような状態ですね。世間では一般に小野会長というのは田中角栄の直属で、これはもう報道機関の間でもいろいろ言われてきているわけだけれども、多くの人々は、そろそろ私言っているわけですが、N H Kの会長さんはなかなか慎重で、検討するということすら言えなかったのですよ。そういう状況にある。大臣ひつひつ、やはりN H Kを指導していく立場から、あなたの見解をお聞かせいただきたい。

○福田(篤)国務大臣 N H Kが言論報道機関として自主的に運営を保証されているようだたまうから言いましても、その中立性、公正な方針は絶対守らなければならない企業体でございます。たがって、この中立性を堅持する方針にいさぎと

でも疑いを持たれるような行為は、特にNHKの代表であり業務の最高責任者としての会長は厳しくお叱りを受けています。私は考えております。

○平田委員 それでは、NHKに対する質問はここで終わりたいと思います。どうも御苦労さまでした。

次に、防衛施設局の問題で——ちょっとNHKの基地関係でかかわり合いのある人は、わかる人は、残つておつてくれませんかな。会長さんの方は結構ですか。

基地周辺の受信料の減免をめぐる問題についてお聞きしたいと思うのです。基地周辺の住民は、

騒音公害や電波障害はもとより、生活環境をめぐる問題を初め精神的にもさまざまな被害を受けています。それは重だとうふうに見えます。それだけに、基地撤去をしてほしいという願いは多くの住民にとって切実になつてゐるわけです。そうした要求を持ちながらも現に基地がある。差し当たって取り除き得る障害はとにかく何とかして取り除いてほしいという強い願いを持つてゐるわけですね。私はこうした住民の願いを踏まえて、きょうはとりあえず騒音障害や電波障害の問題にしづかれて、特に入間基地の例を挙げてお聞きしたいというふうに考へるわけです。

まず、航空基地ではその周辺のテレビ受信者に対する受信料半額免除が行われているわけですが、それでも、その免除の範囲は飛行機の発着陸方向五キロメートル、当該飛行場の外周一千メートル以内の長方形の内部というふうにされているようですけれども、これは事実ですか。

○中塚参考人 そのとおりでございます。

○平田委員 入間基地周辺のテレビ共同受信施設設置事業、この事業の計画年度と金額そして現在どこまで進んでいるか、この二点についてお聞かせいただきたい。

○宇都説明員 共同受信アンテナの設置につきましては、昭和四十九年度から入間飛行場の周辺で行つております。十年計画だと思ったら、いや十年というわ

ります。全体計画では一万六百七十台ということになります。金体計画では一万六百七十台ということになつております。五十年度までに一千二百四十台、五十年度に四百九十台を予定しております。

○平田委員 これはどういうことですかね。一万六百七十が全体の計画で、五十年度が一千二百四十で五十年度が四百九十というのはどういうのですか。ものすごく下がっているんじゃないですか。

○宇都説明員 五十年度まで、四十九年度と五十年度合わせまして千二百四十台でございます。あとは、五十年度が四百九十台でございます。

○平田委員 それにしてもうぶん下がっています。なぜなんですか。

○宇都説明員 四十九年度から始めたわけでございますが、五十年度は年度末に予算の余裕が出ましたところ御希望が多かつたので、そちらの方へ予算を配賦したという経緯がござります。一応予定よりも五十年度にたくさんやったという形になつております。

○平田委員 狹山の場合、十年計画でいま言われたように一万六百七十台とされてるようですけれども、四十九年、五十年、五十年度千七百三十台という計画なんですね。ところがどうもわかりませんのは、これは十年計画でしょう。十年計画で見ますと、三年間ですから本当は三〇%いかなければならないのですね。それが三年間で一五%しかいっていないでしょ。これはどうなつてているのだろうと、幾ら説明されても考へるといふことです。ちょっと聞かせてください。

○宇都説明員 私の方では、十年という計画をはつきり固めたわけでございませんので、年々予算の範囲内で実施しておるわけでございますが、狭山の場合、四十九年から地元の要望でやってきておりますけれども、今後とも事業を極力促進しまして被害の軽減には努力したいというふうに考えております。

○平田委員 NHKにちょっとお聞きしたいのですが、視聴者の立場から見てこれをどう考へられました。十年計画だと思ったら、いや十年というわ

けじやないのだということなんですね。こればかりになるかわからない。あなた、これから十年間がまんしてなさいと言われてもがまんできないですよ。それが十年じゃないのだというのだからちょっと理解しかねるのですが、NHKは視聴者の立場から見てどう考えられますか。とにかく飛行機が飛んでくるとテレビが見えないので。それが年じゅう飛行機が発着している。今度来た飛行機なんかすごいですよ。いま航空ショーをやっていますが、それは雷が落ちたような音を年じゅう出しているわけですよ。F15、F14ですか、今度買おうかと言つてはいるロッキードとかかわりある。なぜなんですか。

○宇都説明員 四十九年度から始めたわけでございましたところ御希望が多かつたので、そちらの方へ立場に立つてこういう事態をどう考へられるか、お聞かせをいただきたい。

○中塚参考人 この基地の周辺、あるいは国際空港の周辺でも同様の問題があるわけでござりますけれども、私どもの方へ航空機による受信の障害、要するに私どもはフラッターハンマー現象というふうに言つておりますけれども、画面が崩れるというふうなことについて、地域の住民の方々から私どもの方へは直接の苦情のなにはございません。私ども、伊丹の周辺でも同様の現象が出来ましたときには、そういう共同受信による措置の協力をしたことがござりますけれども、どちらかと言えば騒音による障害に対する苦情の方がはるかに多いといふふうに、私どもではつかんでおります。

○平田委員 ではNHKは、入間基地周辺なんか調査していないのですか。これは驚きですな。どうぞお聞かせください。

○中塚参考人 入間基地の周辺では調査はいたしておりません。

○平田委員 では、基地周辺の半額免除はどこがやっているのですか。

○中塚参考人 基地周辺の半額免除はNHKでいたしております。それは、先ほど申し上げました

ようには横一キロ、縦五キロ、それに地形あるいは集落の、民家のある状況等によって若干の微調整をいたしまして、それは防衛施設局の方と御相談して若干の微調整はいたしておりますが、その範囲でNHKが半額免除しているということでござります。

○平田委員 あなた、全然不自由してないのだったら半額免除することはないでしょ。半額免除しているというのはそれなりに画面が揺れて見えなくなる、音は聞こえなくなる、大変な被害を受けているから半額免除しているんだ。それは半額免除したってあなたの方のふところは痛まないようになっていますよ。国会で毎度毎度論議され、当然これは防衛庁で持つべきだというので、その免除した分を防衛庁が納めているから、NHKのふところは直接痛まぬかもしだれぬ。しかし、被害を受けているのは見ている人々ですよ。視聴者が被害を受けているんですよ。これを全然調査もしておりますなんなんということは話になりませんよ。この問題はNHKが視聴者の立場から物事を考へてないということを示している以外の何でもないと私は思つ、本当に調査しないとすれば、あなたが、調査しているのを知らないんだ。むしろその可能性の方が大きいと私は見ています。

○平田委員 あなた、全然不自由してないのだったら半額免除することはないでしょ。半額免除しているのはそれなりに画面が揺れて見えなくなる、音は聞こえなくなる、大変な被害を受けているから半額免除しているんだ。それは半額免除したってあなたの方のふところは痛まないようになっていますよ。国会で毎度毎度論議され、当然これは防衛庁で持つべきだというので、その免除した分を防衛庁が納めているから、NHKのふところは直接痛まぬかもしだれぬ。しかし、被害を受けているのは見ている人々ですよ。視聴者が被害を受けているんですよ。これを全然調査もしておりますなんなんということは話になりませんよ。この問題はNHKが視聴者の立場から物事を考へてないということを示している以外の何でもないと私は思つ、本当に調査しないとすれば、あなたが、調査しているのを知らないんだ。むしろその可能性の方が大きいと私は見ています。

○平田委員 あなた、全然不自由してないのだったら半額免除することはないでしょ。半額免除しているのはそれなりに画面が揺れて見えなくなる、音は聞こえなくなる、大変な被害を受けているから半額免除しているんだ。それは半額免除したってあなたの方のふところは痛まないようになっていますよ。国会で毎度毎度論議され、当然これは防衛庁で持つべきだというので、その免除した分を防衛庁が納めているから、NHKのふところは直接痛まぬかもしだれぬ。しかし、被害を受けているのは見ている人々ですよ。視聴者が被害を受けているんですよ。これを全然調査もしておりますなんなんということは話になりませんよ。この問題はNHKが視聴者の立場から物事を考へてないということを示している以外の何でもないと私は思つ、本当に調査しないとすれば、あなたが、調査しているのを知らないんだ。むしろその可能性の方が大きいと私は見ています。

すかずつしか進まないで、これじゃ大変だというふうに思うのですよ。郵政省、これは電波監理の関係からどういうふうに考えられるのか、お聞かせいただきたいと思う。

○石川(晃)政府委員 お答えいたします。

基地周辺の受信妨害の問題でございますが、これはただいままでまえといたしましては、防衛施設の方から説明がございましたように、防衛施設の方でいろいろ計画を立ててその解消に努力しているというところでございます。

それにつきまして、やはりそういう障害を受けたためにN.H.K.の方といたしましても、被害を受けている方の受信料の減免という措置をとりながらやっているわけでございますが、われわれといいたしましては、やはりこのような事業は一義的には防衛施設の方で、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律というのに基づいてやっているわけでございますが、こういふものの解消はなるべく早くやつていただきたいということでございますし、また防衛施設の方も極力促進したいというお答えがございましたので、われわれといいたしましては、その趣旨に沿つてさらに促進力を努力していただきたい、かのように考えております。

○平田委員 なるべく早く、そして防衛施設

努力しているというふうにあなたはおっしゃるのだけれども、いまお聞きのとおりですよ。これは

一万台以上あって千二百四十つけて、そして五十年度は四百九十ということなんですね。これではとても速やかにとか早くとかいうものじゃないですよ。だからこれ自体をどう考えておられるのかといふことを聞いているのですよ。

○石川(晃)政府委員 この問題は先ほど防衛施

設の方から御説明がございましたように、四十八年からやっているということでございますが、その間計画を進めるに当たりましていろいろな地元の調査あるいは技術的な問題、先ほどフランクターの問題とかそういう問題も出ました。そういう問題なども解決しながら進めてまいりました。

たので、当初はなかなか進みにくかったのではなかろうかというふうに存じておるわけでございます。しかしそういう問題が片づきましたら、極力その技術をもとにして解決を図つていただきたいというふうに考えております。

○平田委員 どうも話が行き違うんですけれども、四十九年、五十年より五十一年の方が計画は

がたんと落ちているんですよ。ところがあなたの話を聞くと、調査するのに時間がかかったので、これから早まると思うというけれども、ことしが前年、前々年よりも落ちているでしょう。こんな

字上で見てみたってこれから進むんだろうというふうには言えないと思うんだ。だから早く進める必要があるのではないかということを聞いているわけですよ。

○石川(晃)政府委員 私たちの考え方といたしましては、極力早くこの問題を解決していただきたいということをございますが、やはり防衛施設の方の方としましても、予算事情等あります。だからあなたは、この事実を数えているんではないかということを聞いているわ

とと防衛庁の方と話し合って予算を取つてもらうように手当てをしなければならぬはずです。その点大臣、ひとつ答えてください。この問題を促進するためにどうするかということ。

○福田(篤)国務大臣 かつて基地周辺整備法で骨折った一人といたしまして、基地周辺の住民のこ

ういう問題は至急改善すべきだと考えておりまます。聞きますと、共同施設七億くらいかかるのを予算わずか三千万をつける、これではとうてい住民の要望にこたえられない。御説のとおり結局は予算の問題ですから、防衛庁とも話し合い、大蔵省に対しても側面から支援いたしまして少しでも早く、一年でも早く施設を急がせようと思います。

○平田委員 それから、これは防衛施設の方のかかわり合いだと思うのですけれども、新入居者がありますね、新しく移ってきた人、この人についても減免措置はとっているんですよ。ところが共同アンテナの施設については当面は対象に含めないという話になつてゐるらしいんですね。これはちゃんと対象に入れて同じように処理していく必要がありますね、新しく移ってきた人、この人についても減免措置はとっているんですよ。ところが共同アンテナの施設については当面は対象に含めないという話になつてゐるらしいんですね。これは

○平田委員 郵政省としては当然これは責任があるわけですからね。テンボを早めるためにどうすれば早く解決をしてほしいというのが私たちの希望でございます。

○宇都説明員 共同受信施設は大体五十戸くらいの単位に一つのグループをつくらまして施設をつくりつておりますので、すでに施設をセットした地域に新たに居住してこられたような方については、多少数がまとまるまで待つていただくというようなケースがあるのでないかと思います。御指摘のような点につきましては、今後も狹山市と

社会の方から何か騒音防止電話が相手に聞き取りにくい状態を何か改善できないかということ、その方でもこの分野の負担も軽減する対策を検討すべきだというふうに思ひます。一つは、電電公社の方から何か騒音防止電話が相手に聞き取りにくい状態を何か改善できないかということ、それから、それを設置するについては、防衛施設の方で負担の軽減について配慮できないかという

改良する必要があるのではないか。また、防衛庁の電話機を奨励されたようですが、どうも今度は、電話をした相手側が聞き取りにくくて、騒音が入らないようになりますね。電電公社の関係もやはりあるのですが、電電公社もこの騒音による被害を幾らかでも軽く

しようではないかということで、騒音除去のための電話機を奨励されたようですが、どうも今度は、電話をした相手側が聞き取りにくくて、騒音が入らないようになりますね。電電公社の関係もやはりあるのですが、

○前田説明員 お答え申し上げます。

いま御指摘の電話機は、われわれの方で騒音用電話機と言つております電話機のことです。されども、実は相手の方に難音が入つて聞き取りにくくなりませんよう、差動型のマイクロホン、差動型の送話口というものを使っておるわけ

ところを聞かせていただきたい。

○宇都説明員 共同アンテナの設置で解消しない、いわゆる音の問題でございますけれども、これにつきましては、最近自動音声同調装置という

機械が開発されておりまして、施設でも四十九年と五十年に二ヵ年にわたりまして装置の有効性とかそれから各家庭での御希望の状況等を調査しております。したがいまして、この調査をいま

取りまとめでございますが、その結果によりまして、装置の設置範囲とかあるいは補助の方法等検討しておるところでございます。

○平田委員 これはひとつぜひ促進してもらうと同時に、それをつけるために負担が余り重くならないようによつてやつてもらいたい。どれぐらいのものがありますね、新しく移ってきた人、この人についても減免措置はとっているんですよ。ところが共同アンテナの施設については当面は対象に含めないという話になつてゐるらしいんですね。これはちゃんと対象に入れて同じように処理していく必要がありますね、新しく移ってきた人、この人についても減免措置はとっているんですよ。ところが

○宇都説明員 お答え申し上げます。

いま御指摘の電話機は、われわれの方で騒音用電話機と言つております電話機のことです。されども、実は相手の方に難音が入つて聞き取りにくくなりませんよう、差動型のマイクロホン、差動型の送話口というものを使っておるわけ

これはちょっとと理屈になつて申しわけございませんが、人間の声、それから周りの雑音、こう言いましても同じ音波でございますので、これを区別して人の声だけ送るということは技術的に非常にむずかしいございますけれども、これは一つの工夫がございまして、差動型のマイクロホンといいますのは、音源がそのマイクロホンの近くにある場合は非常に感度が上がつて、それから遠くの方から来た音は、かなり強い音でも音源が遠ければその音が電気にかわって向こうへいかないというような原理を使ってございます。したがいまして、お話しになるときに口と送話口の間の距離が長くなりまつたり、あごの下へ持つていくとか外れた状態でお話しになりますと、騒音も人間の声の方の距離も遠くなりますので、両方が一緒に送られてしまふというふうなことがございます。これを口の近くで正規の位置でお使いになれば、かなり騒音の大きい状態でも普通の状態と同じようにお話しできるというように一応設計をされておりまして、いろいろテストいたしました結果でも、正しい位置で正しい使い方をしていただければよろしいわけなんですが、中には、普通の電話機でうるさいところでお話しになりますときに、よく雑音が入らないようここを覆つて話される方があります。この電話機の場合逆にして、これを覆つていただくと逆に雑音を打ち消す効果がなくなるという面がございます。そういうことで、おつけしております加入者の方にはパンフレットをお配りしておりますし、それから一応PRをさせていただきたい、なるべく口の近くで真っすぐ向いて使っていただきたい。それから周りを手で覆わないでいただきたいということをお願いをしてございます。多分御指摘の場合はちょっと使いつ方が正常のものからずれておたのではないかと思ひますので、今後ともPR等にはさらに配慮をしてまいりたいと思っております。

○宇都説明員 騒音用電話につきましては、私は電電公社に一台当たり五千円の補助をしておりますが、電電公社があとの残りを負担し

せんが、人間の声、それから周りの雑音、こう言いましても同じ音波でございますので、これを区別して人の声だけ送るということは技術的に非常にむずかしいございますけれども、これは一つの工夫がございまして、差動型のマイクロホンといいますのは、音源がそのマイクロホンの近くにあります。ある場合は非常に感度が上がつて、それから遠くの方から来た音は、かなり強い音でも音源が遠ければその音が電気にかわって向こうへいかないといいうのではありませんが、個人負担として、先ほど御質問ございましたような個人負担といふのはいただいておらないと承知しております。

○平田委員 もう一つ、これは防衛施設庁の方で認定するのかもしないけれども、ちょうど長い飛行場の真ん中どろの一キロで、すぐ道路一つ隔てたところに狭山台団地があるのです。これは三千戸ですが、そのほか約一千戸周辺にくつついてあるわけですけれども、ここが対象外になつてゐるのです。これを何とか考えてもらえないか。建物の関係や何かでやはりかなり騒音はひどいのは調査してみてもらいたいと思うのですが、どうですか。

○宇都説明員 テレビの減免区域の拡大の問題につきましては、私どもも長い間いろいろ検討を加えてまいりましたけれども、最近地元の関係の方

が減免処置などがとられているかどうかお聞かせいただきたい。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

○先生御指摘ございました老人とか身体障害者の

電話でございますが、福祉事業として市町村名義

でつけておりますものは、先ほど先生おっしゃいましたように、債券免除、優先設置等をいたして

おりますが、それ以外でも、財團法人で福祉事業

ということで認可されておる福祉法人がございま

すが、その名前でつけていただいておるものに

つきましても同じように債券免除をいたしております。

それから、こういうものにつきましては、設置につきましては最優先でつけるというふうにいた

してあります。

○平田委員 これは大臣の方にお聞きしたいので

すけれども、老人や障害者は電話を利用する度合

が非常に高いですね。特に電話が普及する度

合いに応じてこれらの人々の社会生活で電話に依存していく度合いも当然高くなるわけです。この

国会にも障害者の皆さんから、何とか負担の軽減

をという請願が出されております。すでに社会的

には老人や障害者に対する福祉政策の充実は当然

だとされています。いまいろいろ問題になつてお

りますけれども、たとえば国鉄でも障害者割引を

やっていますし、郵政省の場合でも、たとえば

郵便料金をめぐる問題、三種、四種などでは割引

を行つておられるわけですし、NHKでもやはり同じ

ようの施設を講じておられるわけなんですね。私は、

これらの政策割引については当然政府の施策とし

て進められるべきであるというふうに思つてお

ります。電電公社の場合も、これらの人々に対する設

備料負担は厚生省と自治体が負担をしていくとい

う状況にあるのですね。したがつて、いま出され

ている請願などについて考えてみますと、やはり

度数料とか基本料についても検討してもらいた

いという趣旨の要望が非常に強いわけですよ。し

たがつて、政策割引ということで、政策問題とし

て政府での基本料や度数料についての配慮をす

○川崎説明員 お答えします。

○平田委員 もう一つ、これは防衛施設庁の方で認定するのかもしないけれども、ちょうど長い飛行場の真ん中どろの一キロで、すぐ道路一つ隔てたところに狭山台団地があるのです。これは三千戸ですが、そのほか約一千戸周辺にくつついてあるわけですけれども、ここが対象外になつています。これを何とか考えてもらえないか。建物の関係や何かでやはりかなり騒音はひどいのですね。これを何とか考えてもらえないか。では配慮してもらいたいという要望があるので、これは調査してみてもらいたいと思うのですが、どうですか。

○宇都説明員 テレビの減免区域の拡大の問題につきましては、私どもも長い間いろいろ検討を加えてまいりましたけれども、最近地元の関係の方

が減免処置などがとられているかどうかお聞かせいただきたい。

○玉野説明員 お答え申し上げます。

○先生御指摘ございました老人とか身体障害者の

電話でございますが、福祉事業として市町村名義

でつけておりますものは、先ほど先生おっしゃいましたように、債券免除、優先設置等をいたして

おりますが、それ以外でも、財團法人で福祉事業

ということで認可されておる福祉法人がございま

すが、その名前でつけていただいておるものに

つきましても同じように債券免除をいたしております。

それから、こういうものにつきましては、設置につきましては最優先でつけるというふうにいた

してあります。

○平田委員 これは大臣の方にお聞きしたいので

すけれども、老人や障害者は電話を利用する度合

が非常に高いですね。特に電話が普及する度

合いに応じてこれらの人々の社会生活で電話に依存していく度合いも当然高くなるわけです。この

国会にも障害者の皆さんから、何とか負担の軽減

をという請願が出されております。すでに社会的

には老人や障害者に対する福祉政策の充実は当然

だとされています。いまいろいろ問題になつてお

りますけれども、たとえば国鉄でも障害者割引を

やっていますし、郵政省の場合でも、たとえば

郵便料金をめぐる問題、三種、四種などでは割引

を行つておられるわけですし、NHKでもやはり同じ

ようの施設を講じておられるわけなんですね。私は、

これらの政策割引については当然政府の施策とし

て進められるべきであるというふうに思つてお

ります。電電公社の場合も、これらの人々に対する設

備料負担は厚生省と自治体が負担をしていくとい

う状況にあるのですね。したがつて、いま出され

ている請願などについて考えてみますと、やはり

度数料とか基本料についても検討してもらいた

いという趣旨の要望が非常に強いわけですよ。し

たがつて、政策割引ということで、政策問題とし

て政府での基本料や度数料についての配慮をす

○川崎説明員 お答えします。

いま先生お話しのは、旧団地電話というものでございますが、これは二百十四万の中で二十九万九千九百六十台です。

それから団地の施設数というのは、後でよく調べますが、二百五六十台だつたと思います。

○平田委員 これは普通電話が引きたいと言つても、公社の事情で引けなかつたという点から考

えて、単独電話にしてほしいという要望は相当數に上るのではないだろかと思ひますけれども、いまこの要望はどれくらい出でていますか。

○川崎説明員 いまのところ三万二千と聞いておりま

す。そこで、全体から見ると割弱になりますが、できれば、これを普通電話に切りかえる計画というのはどんなふうになつていて

ありますか。そこで、全体から見ると割弱になりますが、できれば、これを普通電話に切りかえる計画といふのはどんなんふうになつていて

あります。

○長田説明員 お答えいたします。

いまの団地の数でござりますけれども、私ち

ょつと数ははつきりいたさないのでござりますが、つけているいわゆる旧団地電話の個所数は全

国で約五百カ所だと思ひます。

それから、そこにつけております交換機、これ

は箱に入った交換機を使っておりますが、これが現在約八百台動いています。ですから、同じ個所に二台置いてあるというようなところもあるわけでございます。

もう先生御案内のように、かつて団地自動電話という制度でこれを始めました。これを使っておられます交換機は、実は私どもの中ではC13型といふクロスバー型の交換機を使っておりまして、この交換機は団地電話専用ということございまして、これは全部二共同である、全部二共同を入れるという交換機で、専用の交換機をつくってやつておったわけです。したがいまして、団地電話と

あるいは買いましてそこに設置をする。そういたつこうではございませんで、中継線といふかつこになります。電話局と電話局の間のようない回線

になるわけでございます。大体所要数ぎりぎり

そこを引いて団地内に配線をしてということです。

これまで需要を満たしてきたわけでございますが、それを今回単独にしてほしいということになりますと、今度結局団地から局まで全部線路を引かなければこれに対する救済ができないということになつてきたわけでございます。

最近、非常に単独にしてほしいという御要望がござりますので、実は、現在団地電話ができますれば、個所ぐるみでいろいろ計画を考えたい。ま

たこれは、単独になりたいという方の需要もはつきり把握した上でないと投資の方も非常に不経済になりますので、個所ぐるみでいろいろ検討を進めている状況でございます。

○平田委員 実際に希望している人々との関係で、やはり少しトラブルが出てるのですね。とい

ますのは、電電公社ももうちょっと物の言いようがあると思うのだけれども、二軒共同になつていま

ますから、もう一軒が使つていると使えないから何とかしてくれという声が出て、切りかえてもらひたいというふうに行きますと、二軒が切りかえられる場合には何とか考えよつがあると言われるのですが、それとも一軒だけ切りかえるので、片方は共

同電話の方が安くていいというふうに言いますと、そうすると普通電話にしてくれと言う人に對して、じゃあなたがいま使つてている電話を使う人を見つけてきなさいというような話をするのですね。これらはやはり電電公社の側からもうちょっと懇切に話しあつて道を開いていかないと無用なトラブルを起こしていく、感情的にも大変まずい状態をつくり出すという結果になりますので、窓口での扱いというのは十分その点を配慮してやつてもらう必要があつたろうというふうに思つてやつておったわけです。

○奥説明員 お答え申上げます。

ただいまの数字は全国で四千六百ほどございまして、九百十と申しますのは大体五分の一でござ

ります。したがいまして、正確な数は把握しておられませんが、現在、大体今まで予定どおり毎年

その九百ぐらいのものは進んでおります。したがいまして、いま五十一年でござりますから今年末にはあと数百というところが残るうかと思ひます。しかし、手動局の場合、手動局を自動局に直すという工事と伴いましてやりますので、その分だけは一年おくれるかと思いますが、あとは予

定どおりということでございます。

○平田委員 これが完成しますと、局から半径五キロ以内は普通加入区域にすることになつておるということになればかなり希望が出ると思うのですよ。いまだめだと言っておるから、申し込んだつてしょうがないと思うからその程度になつておられるのです

んで、そういう意味では言われたように改めて調査をして手だてを講じていくならば、打開の道は

域外にあります世帯はおおむね三十万世帯と推定されています。全国の世帯はおよそ三千二百万

くらいと思いますが、そういたしますと九九%はおのずから出るのはないかというように思うのですが、その点検討してみて余地ありますか。

○川崎説明員 よく検討いたしましたが、負担は特別に大きくなるわけですね。ところが、この区域外とされていところはいわゆる過疎地で高齢層が多く住んでるわけで、家計の柱となつている人々は出かけきり出でているわけで、電話の必要さもまた何かと増して切実になつていると

いうのが実情だと思うのです。たとえば病人が出たといつても、電話をかけるのにかなりの距離を行なければ間に合わないというような状態まであるわけですから、非常に切実になつているわけ

です。

公社は、四十年から第五次五年計画で、加入区域の拡大を毎年九百十カ所ずつ進めて、五カ年で四千五百五十カ所実施するというふうに言つてこられたわけですが、現在実施はどうやら行なっていますが、そのためにはどうかと増して切実になつているわけ

ます。したがいまして、正確な数は把握しておられませんが、現在、大体今まで予定どおり毎年

その九百ぐらいのものは進んでおります。したがいまして、いま五十一年でござりますから今年末にはあと数百というところが残るうかと思ひます。しかし、手動局の場合、手動局を自動局に直すという工事と伴いましてやりますので、その分だけは一年おくれるかと思いますが、あとは予

定どおりということでございます。

○平田委員 いまのお話を聞いて、これはやはり速めた方がいいというふうに思つてます。一年になつておると思うのですけれども、五カ年計画

全体で見ても千五百億ないし千六百億で済むのですから、速度を速める必要があると思うのです

が、その点どうですか。

○奥説明員 お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、速めた方がいいことは事実でございますが、ただ工事は、いままで申しましたように四千何カ所にござります。しかも実際の話を申しますと、広げると申しましても、

実際にはある電話局のある方面のお客様が多いと

いうようなためにケーブル工事をいたしますが、そういう線路増設工事にあわせて広げていくといふ仕事をしなければならないわけございまして、したがって、一律に全部合併せることとはできませんので、どうしてもある程度段階的といふ形でござります。

○平田委員 次に単一料金の問題、これが最後になると思いますが、単一料金の問題についてお聞きしたいと思うのです。

加入区域をめぐって料金問題も矛盾が出てきているわけなんですね。たとえば埼玉県の秩父郡小鹿野町というところの例を見ますと、小鹿野町の中の倉尾地区と、それから富田地区、この二つの地区は小鹿野町の局ではなくて、隣町の吉田局に収容されているのです。ですからこの二つの地区から小鹿野町の中の他の地区にかけようとする、市外料金を取られるのですよ。同じような状態が、大里郡の大里村でもありますし、隣町の北吉見地区というのが東松山局になつていて、そなれ以外の地域は全部熊谷局になつていています。だからこの北吉見地区との間で電話をやるうるとすると市外電話になる。市外料金になるのです。この仕組みというのは、町村合併などの経緯によって生まれた矛盾で、歴史的な経過があるのですから、單純化して言うわけにはいかないと思いますけれども、このままでは当然だと言つてもできます。何とか改善する必要があるのでないか。たとえばいま申し上げました吉田と小鹿野は小さい町なんですね。ですから電話局も小さいのですよ。これを一つの広域区域といいますか、というようなことでもって同じ町の中へかけても料金は市内料金で済むというような仕組みをつくり得るのではないかとうかうかというふうののです。だからそういう意味でこれは研究してみ

る必要があるのではないかと思いますが、總裁、それをどう考えられるか、全国にはずいぶんある

と思うのです。

○玉野説明員 恐れ入りますが、ちょっと細かい点がございますので、私、先に答えさせていただきます。

先生おっしゃいました秩父の小鹿野局につきましては、実はこの前の広域時分割のときに——從来は加入区域ごとに、加入区域は最低料金になつておりましたので市外電話になつておったのですが、広域時分割のときに加入区域でなくて、もちろん三分割ことで切ることはいたしましたが、単位料金区域というふうに大体直徑三十キロぐらいの区域に直しました。したがいまして、前は加入区域が東京みたいに三十キロがあつたり、小さいところは一キロ、二キロがあつたり、非常に狭いところです。それで市内、それを越えると市外、こういう矛盾があつたのでござりますが、広域時分割のときに、それを公平にするためにはぼ直徑三十キロの単位料金区域に直しました。その中は同一料金で三分七円、こういうふうにしたわけでござります。そのときに、小鹿野の局につきましては加入区域は違いますが、料金は小鹿野から吉田にかけられましても三分七円でございまして、広域時分割のときには直つております。したがいまして、市外通話にはなりません。

○平田委員 それで、距離をめぐる問題でも都市の距離と山間部へ行った場合の距離とでは違

うのですね。そこら辺も勘案しなければなりませんし、たとえば北海道になりますと、これまた同じ基準であつたがわれたのではとてもたまつたものではないのです。そこら辺を含めて総合的に

いま起つておる矛盾を開ける策はやはり検討していただき必要があるだらうというように考

えて、市外通話にはなりません。

ただ、大里村につきましては、先生御承知のよ

うに、町村合併によりまして前の市田村でござ

ますか、それから吉見村、これが合併されたわけ

でござります。それでここは自動改式を四十八年

の九月にしたわけでござりますが、そのときにお願いしまして、元市田村の方は江南でござります

か、熊谷管内になりますが、そちらの方へ、それ

から吉見村は冨山でございましたか、それを東松

山の方へと、こういうふうにお願いしたわけでござります。

先生おっしゃるように、行政区画は一部またが

つとけりはつきませんで、じゃ周辺も一緒とかい

るわけであります。そういう実態の上に立って、

この有線放送電話のことについて電電公社及び技術的なことについて郵政省にお尋ねしまして、最

後に大臣からまたひとつお答えいただきたい、

こう思います。

最初に電電公社にお尋ねしたいのは、有線放送

電話の接続をする場合には、今度は基本料金を住

宅用で取るべきが至当ではないか、こう私は思

うのですが、有線放送電話の接続は事務用、住宅用

いずれで取つておるか。公社の電話が普及しまし

たから、事務用の電話は、事務をやつているとこ

ろは全部事務用電話が入つてゐるわけでありま

す。したがつて、いま有線放送電話で市外接続等

をやるのはほとんど農家とかそういうところで、

これはみんな住宅用の基本料金でしかるべきもの

だ、こう考えます。その基本料金が今度は、今回

と来年の四月で倍に上がるわけですが、これは住

宅用で取るべきではないかと思いますが、現状は

いかがでしょうか。

○玉野説明員 お答え申上げます。

○平田委員 以上で終わります。

○伊藤委員長 小沢貞孝君。

○小沢(貞)委員 前回の質問のときに取り残した

問題を含めて、最初に有線放送電話と電電公社の

関係についてお尋ねしたいと思います。この有線

放送電話は、電話の機能と放送の機能と両方をや

つっているわけであります。そして農山村にとつて

はまだ大変必要なものであります。有線放送電話

が起つたその歴史的ないいろいろの要素というも

のは、まだ農山村においては非常に重要な役割を

果たしているわけであります。ところが、これ

が大変経営が苦しいわけであります。それで各具

のものが事務用、こういう法律上の分け方に

つておりまして、何といいますか社会学的に住宅だ、事務だ、こういう分け方にはなっておりません。それで有放の接続をいたしますときに、これはもっぱら住宅の用に供するものでないといふことで、事務用の基本料を決めたわけでありまして、一般的の農家に単独電話を引きます場合に、も、そういうケースはたくさんございます。ですから、これはもしいま変えるということになりますと、ある意味では公社の持つておる電話のいまの状態で住宅用か事務用か全部見直さないといけない、こういうことにならうかと思うのでありますからして、大変大きな問題になると思います。

○小沢(貞)委員　いや、問題は大きかろうと小さかろうと、接続する公社はもう一般電話があれだけ加入しているから、ましてや事務用をやっているものはみんな入っている。だから、本当の農家しか接続電話は使っていないわけです。だから、本当の農家だけですから、これは当然住宅用の基本料でしかるべきだ。こういう情勢も変わってきてから、今まで事務用でやつておったというならば住宅用に変えるべきだ、こう思うのです。これは筋として当然なことではないか、こう思ひます。

○玉野説明員　先生御承知のように、有線放送につきましては電話局から有線放送までの局線当たりでこの基本料を決めておるわけでござります。その局線に、普通有線放送が二百ぐらい平均いたしましたところが、大体三円五十銭というふうになつてくるわけでございまが、それでたとえば時分割のところの基本料七百円というようなものを、これを二百で割りますと大体三円六十円というふうになつてくるわけでございますが、ただ私の方のいわゆる公社に直接加入しております五共同以上の電話がございますが、これは五共同以上であつてもたとえば定額のところでも見まして百六十円と考えました場合でも、それに対しまして定額でまいりますと、たとえば一番單に、私の方の五共同以上の住宅の一番安いもの申上げますと、百六十円というふうにいたしておりますので、多數共同で考えました場合に、

安いところで四千五百円になつておりますので、これを二百で割りますと二十二円五十銭になりますが、そうしますと、私の方の百六十円に対しても、二十一円五十銭ということです、非常に計算上は割り安になっておるわけでござります。

○小沢(貞)委員 それでは、またこの問題は後ほど研究するとして、有線放送電話で接続する場合には、接続対地の制限があるわけです。有線放送協会からは全国どこへもつながるんだからつなげると、こう言うにもかかわらず、県内一中継という制限があるわけです。これは、そういう制約つきの接続回線であります。かかるにかかわらず、普通電話と同じように基本料を取るということは、これはおかしいのではないか。基本料を同じに取るならば、一般加入電話と同じようにこれはやはりどこにでもつながる、こういうことにならなければならないにもかかわらず、くどいようですが有放は接続対地の制限がある。制限があるならば、基本料も当然制限があつてしかるべきだと思います。だから、基本料は一般加入電話と同じに取つているということは不合理ではないか。

○玉野説明員 先ほど申し上げましたように、私の方でも有放の多数共同というかうになりますが、私の方の多数共同の場合で一番安いのでも住宅で百六十円でございますので、その約八分の一でございますので、その辺は結果的にはぼくは非常に安くなつておるのじやないかと思つております。

○小沢(貞)委員 ちょっとそれは局長、答弁が間違つておる。その共同電話は遠い距離でもどこにでも、田舎からかけられるのです。百六十円になつているのは、その基本料を払えば東京であろうと県外であろうと通話ができるわけです。ところが、有線放送には田舎から東京なりなんなりにかけさせないよう、一県内一中継だけという制約を持つておるわけです。だから、ほかの電話と同じように基本料を同じにするということは不合理ではないか、こう言つておるわけです。当然のことじやないですか。

○遠藤説明員　お答えいたします。
最後に郵政大臣の御答弁があるようですから、私も安心して申し上げますが、先生もよく御存じでその話をしておられると思うのです。と申しますのは、有線放送の接続電話というのものを当初から公社の電話と対比をしてこれを比較をすれば、いろいろ矛盾があることは先生御存じのことあります。まだほかにもたくさんござりますね。したがって、これをこの時点で公社の現在的一般の加入電話と対比をされれば、矛盾のあることは私はもうよくわかりますが、先生そういう絆を御存じでおっしゃっておられるので、またこれも困るのですが、そういう絆を積んでこういう接続をしたということをお忘れないようにお願いをいたしたい、こう思います。そういう約束のもとで、私は後の質問もございますが、接続と、こういうことになってきたのでございますから、公社が別に最初からつくったものではございません。

○小沢(貞)委員　そのときの約束をだれとどこでどういうようにやつたか、私はよくわからぬ。それは遠藤理事が勝手にそう自分で思い詰めている約束かも知れない。

ただ、ここで基本料が、たとえば私たちのところにたくさん有放があるわけです。この前、例によつた農科の局なんかは三級局かな。三級局は来年になれば千円のが二千円になるわけでしょう。三回線つないのであるのに千円ずつ上がつて二千円になるわけです。そういうように一般の電話と同じように基本料を取るなら、一般電話と同じように東京へでも県内どこへでもかけられるようにしてしかるべきじゃないか。これは有放の者はすいぶん運動をしております。だから私は有放の特徴から、東京まで県外通話を自由にできるようにしろとは必ずしも言つていい。それは無理なことじやないか、それは電話でやりなさい、こう言

ならば、基本料といふものは一般電話と同じように取るのはおかしいではないか。特に今回上げるのはおかしいではないか、こう思うわけです。

その上、後で質問しますけれども、まだ加算額がついているわけです。加算金がついているわけです。また千円ずつ加算金をつけているわけあります。私は当然住宅用の基本料でかかるべきだ、こう思う。だから接続対地に制約があるのだから、これは、当然基本料は一般加入電話の半額なら半額でしかるべきだ、そう思う。そのほかにまだ有放にだけは特別加算金といって一回線ごとに3円つけてある。これを私はただにしなさい、ただにしなさい、こんなものはとうに済んでいるものをずっとつけている。こういうわけですから、ただ基本料を上げないでおく、もし住宅用でいけないならば、事務用とするならば、これは基本料を上げないでおいてしかるべきだ。上げるのだったら、全国どこでも一般の電話と同じように中継できるようにならない。どっちかです。これはどっちかだと思う。それか、加算額というものをこの際廃止するか、これは筋の通ったことを私は言っているつもりなんです。全国通話をやることで言明していただければ、これは基本料は一般加入電話と同じようにお支払いしましょう。そいつを相変わらず県内一中継という、近くしかつなげないというなら、有放にだけは基本料といふものを持つと下げなさい。上げないでおきなさい。

○遠藤説明員 先生と議論をしておしようがないのですが、確かにいまの断面で申し上げれば、矛盾のあることは私は認めます。それは認めるのです。ほかの公社の電話と比較して。しかし、それだからといって基本料を上げないというようなわけには私はまいらないと思うのです。歴史的経緯からいって。同じでんで、それじゃ七円の通話料も上げるな、こうおっしゃるだろうと思うのですね。（小沢（貞）委員「そんなことは言わない」と呼ぶ）いやいや、それは論理の発展としては同じだと思いますのです、全国通話をできないのだから。

ですから、私はいまの断面でいけば矛盾のあることは認めた上で、歴史的経緯からそういうわけにはまいらない、こういうことをお願ひしているわけがございまして、公社の立場としては私はそれは正しい、歴史的経緯を知っている者としては正しい、こういうふうに思います。

○小沢(貞)委員 後で總裁にお尋ねしたいが、まだ矛盾があるんです。矛盾があることを認めてもらつたから、この矛盾を解決してもらいたいと思います。たとえば加算額というのは、總裁はそんなに細かいところまで御存じじゃないと思うのですが、私の方の一局の例をこの前とったわけです。豊科町というところの有線放送電話は三回線接続しているわけであります。そのときに、公社の検査は平均五日前後だだけであります。それで、どう高く見積もつても百万円ぐらいしか当時かかっちゃいないじゃないか。電電公社の方では、一回に百万円取つたんでは有放として経済的にたえられないだろうから、それを分割してお取りいたします。遠藤さんの言ふ歴史的なことを言えば、最初だしか一加入当たり十五円か、その次は一回線当たり千五百円、こういうふうにだんだん下がってきたわけです。その豊科町が、百万円前後しかからない検査の費用というものをいままで幾らお支払いをしてきたかというと、一回線千五百円で三回線で三十六カ月。今度は千円に下げてもらつたから、三回線で八十八カ月、これを計算すると四百二十六万円払つてある。しかし最初に検査したときの費用はどう高く見積もつても百万円しかかっていないものを、平均して取りましょ、こういうのがこの加算額の性格なんです。ですから、百万円しかからないのに四百二十六万円も取つたのだから、もう三百二十万円も公社はもうけているから、この加算額というのをこの機会に廃止しなさい、千円を廃止しないといふ言つてゐるのです。どうしても廃止しないというのならば、市外通話に制約があるんだから、この豊科町から東京へはかかりません

から、半身不隨の市外通話ですから、それじゃ基本料を据え置きなさい。いまや住宅用の電話まで普及しちゃって、業務用にはみんな一般電話が有りでございます。たとえば加算額というものは、總裁はそんなに細かいところまで御存じじゃないと思うのですが、私の方の一局の例をこの前とったわけです。農家の本当のささいなところだけが有放を通じて市外通話をやつているんだから、だから住宅用にしなさい。私の言うのはどれもみんな筋が通っている。情勢がこれだけ変わってきた時点においては、検討し直さなければならない。だから、まず第一には、加算額というものを一回線で千円ずつ取つておられるのを、償却しちゃつたからこそをやめなさい、こう言つておられるわけです。どうぞよろしく總裁——。遠藤さんじやだめです。

○遠藤説明員 いやいや、私、ちょっと先にさせていただきますが、歴史的経緯は先生御存じだろうと思うのですが、最初にこれを接続しますときに十円のPBXと同じように端末当たり十五円になります。たしまして、その後千五百円から千円までの経緯は先生おつしやるとおりであります。ただ、これは検査だけじゃなくて、接続に要するうちの職員の訓練とか、そういうものが非常にロードがかかってしまうので、その訓練費等も含めて一回線当たり一千円という接続料をいただいています。

それで、情勢が変わつたとおっしゃいますが、

いろいろ交渉していま千円、こういうふうにだんだん下がってきたわけです。その豊科町が、百万円前後しかからない検査の費用というのをいままで幾らお支払いをしてきたかというと、一回線千五百円で三回線で三十六カ月。今度は千円に下げてもらつたから、三回線で八十八カ月、これを計算すると四百二十六万円払つてある。しかし最初に検査したときの費用はどう高く見積もつても百万円しかかっていないものを、平均して取りましょ、こういうのがこの加算額の性質なんですね。だから、私はもつつかないでおつた。住宅用でしかるべきだと思ったのが、実は事務用でどうえがか。しかしそうは言いましても、公社は全然協力しないというのもあれでござりますから、最終的には何か考えなくちゃいかぬと思ひますが、もう一つございませんでしょ、おっしゃることが、

○小沢(貞)委員 だから、一つ一つやられるると困るんですよ。(小沢(貞)委員「一つ一つ解決していきたい」と呼ぶ) それならこれはだめですね。

○小沢(貞)委員 それでは遠藤理事に聞くが、何で昔千五百円の加算額を千円にまげたんですね。

○遠藤説明員 うちの總裁が出られるのを抑えていたのですが、最初にこれを接続しますときに千円ずつ取つておられるのを、償却しちゃつたからこそをやめなさい、こう言つておられるわけです。どうぞよろしく總裁——。遠藤さんじやだめです。

○遠藤説明員 いやいや、私、ちょっと先にさせていただきますが、歴史的経緯は先生御存じになつたのは、御存じのようにその後有放設備の規格が非常に向上しまして、検査の手続が昔より楽になりましたということで、当時先生にも大変御尽力いただきました。千円にいたしました。たしかこの間これを七百円にしろ、こういうようなお話が、きょうはゼロということになつておるのですね。これはそういうようなものなんですね。つい一週間ほど前七百円だったのが、きょうはゼロになる。ですから、これが全部出た段階で有放の利用者の方にも若干負担していただくということをはつきりすれば、公社もこれはやはり何かサービスはしないちゃいかぬと思います。一つ一つの解決じゃなく全体的に三項目。いま二項目おっしゃつて、多分あと一項目あると思ひますので、三項目一緒に……。

○小沢(貞)委員 この前のときは言葉の走りで七百円か六百円と言つたかもしれません。たゞ、いままで実は私も気がつかないでおつた。住宅用でしかるべきだと思ったのが、実は事務用でどうえか。しかしそうは言いましても、公社は全然協力しないというのもあれでござりますから、最終的には何か考えなくちゃいかぬと思ひますが、もう一つございませんでしょ、おっしゃることが、

○米澤説明員 ただいま遠藤總務理事が答えておりましたが、私も過去の経緯の詳しいことはよく知りませんので、この問題は総括的に検討させていただきたいと思います。

○小沢(貞)委員 総裁から総括的にと言われたことを私の方でもう一回念を押しますが、いまの時代になれば事務用がないから、ほとんど住宅用だから、私の主張は、住宅用でなければならないというその住宅用の基本料の問題です。それから全國通話ができませんから、かたわな電話だから基本料は一般電話並みに上げるのはおかしいではないか、この問題。もう一つ、三つ目は、検査の百萬円かかるのをすでに四百二十六万円も徴収しているんだから償却済み、まあ償却という言葉はおかしいが、みたいなことだから、これも廃止してかかるべきだ、私はこういう主張をしているわけです。だから、三つが重なつてゐるわけです。

片方はどうで片方はこうでこう接近するといふ
——三つ重なっているからどれかは一つ、基本料額
を上げないでおく、それでもよろしいあるいは加
算額はこの際廃止をする、それでもよろしい、三
つ総合してどれかの回答を出すか、こういうこと
ですから、それに対して前向きに、総括的にやり
ましょう、そういう意味ならば、まあ額をどうだ
とかどうだとかそういうことまで、きょうはせつ
かく總裁の御答弁ですから。どうでしょう、三つ

重なっている。

○小沢(貞)委員 郵政大臣にお尋ねしますが、私が三つ言っていたことは三つとも大変な事態で、有線放送は大変経営が苦しいわけです。それだからさっき冒頭に言ったように県でも補助する、何でも補助する、こういうように言って、これは放送の機能と電話の機能があるから農村のために必要なだ、こういうわけなんだ。ところが実際の話は、ざくばらんに申し上げると、電話が大分入ってきただからいわゆる電話の機能みたいなものがだんだん薄れていくわけです。だから最後に残された放送の機能にプラスアルファとして電話の機能みたいなものが残っているのがいまの有線放送、そういう歴史があるわけです。そういう経過があるわけです。だから情勢がたくさん変わってきたから、私が申し上げるようなくらいにしてこの大切な有放というものの経営を健全化させていかなければならぬ、こういうように考ふるわけです。どうです、大臣。

○福田(篤)国務大臣 従来からのいきさつもあり、現行の制度や料金につきましても、もちろん矛盾を認める点もあるようありますし、せつかの先生の御指摘でもありますので、公社とともに常に重要な役割りをしているということを考えております。ただいまの御意見も考え方に入れまして、総括的、総合的に考えさせていただきたいと思います。

○小沢（貞）委員　きょうのところはそのくらいで、がまんをして前向きの動きを注視いたしたいと思ひます。

そこで、また遠藤総務理事になるんだが、時分制と定額制は検討いたします、こういうことになつたわけです。それは、今まで公社では時分制をやれやれと言つたにもかかわらず有放側が定額制を残してくれと言つたから残したのを、いままで定額制をやめて時分制に変えるようなことはまづい話であります。二年に一遍か三年に一遍、定額制にするか時分制にするかは加入者側の希望にござつたえて転換できる、こういうようにしていただきたいと思います。これは問答はやめずばりそういうふうにお答えをいただきたい。

○遠藤説明員 三項目というのは、私はこれを入れて三項目というつもりだったのです。ところが先生にうまくすりかえられてしまったような感がござりますが、これを入れて四項目になるわけです。

それで、これは経緯をやはり皆さんにわかつていただく必要もあると思うのですが、私は何か非常にがんばつてゐるよう思われると思うのですが、これは広域時分制で、時分制を敷きましたときに、本来ならば市内は一度数七円、こういうふうとですからこういう電話は全部度数制があたります。ところが、その度数制だと非常に手間がかかるとおっしゃる。確かに手間はかかると思うのですね。手間がかかるというのは、皆さうに割り振つたりするため非常に後の手間がかかるんです。人手も要るし、作業も大変だ、お金もかかる。こういう御要望がありまして、それなら手間のかからないように交換台に時分計を公社で購入しちゃうと、ここまで申し上げたのです。ところが、それでもいやだということで、結局そ

れじや時分制と定額制の二本立てで、自分のところは時分制、自分のところは定額制、こういふふら、から定額制では有利不利が確かにござりますから、当时恐らく有利なところは定額制、有利などあいにしてくださいということで、時分制とそれらは時分制、自分のところは定額制、有利などあいにしてくださいということで、時分制とそれらは時分制ということでそれぞれ選ばれた。そこで、私どもだけじゃなくてこれは郵政の監理官も御一緒ですが、もう何回もその折衝をいたしまして、都合のいいときには、たとえば非常に回数が多くえできたら定額制、回数が減つたら時分制、こういうぐあいに変えられるのは非常に困りますが、そうするうちの方のいろいろな料金徴収の事務なんかもその都度変わりますから困りますよ、こういうことを申し上げた。これは私は筋が通っていると思うのです。ところが、それに対しても向こうは、いやそういうことは絶対に言いません、一遍当初決めたものについてはもう絶対変更せんから、時分制、定額制の二本立てにしてくれと言われたのがわずか五年前のことになります。そして今度こういう形でやってこられましたと、いま先生、一年か二年で変えるとおっしゃるが、それはそのユーチャーの御都合で、回数があと少し年あるいは減った年で定額制、時分制でやられますが、これは金額はわずかかもしませんが、公社にとっては大変なことなんです。というのは、料金徴収事務が非常に違ってきて、その都度変えなくちゃいけないので、これは私は、そういう意味では検討するとしても、そういう形の検討は困るんで、やはり昔のように、もう五年やられてしまうことだから、交換台に時分計をわが社の設備で設置しても構いませんから全部本来の度数制にしていただぐ、これが一番筋が通った方法だと思っております。そういう意味で私は検討をすると、ということを申し上げておるわけで、こうあちこちで合のいいところを渡り歩くようなのは私は非常に困ると思うのです。

るといつても何も約束した当事者が意地になつてそんなことを考へなければならぬ問題じやない。最初から時分制でやつたらどうだと提案までしているのだから、定額制の人が時分制に直したこと、こう言うならば最初の公社の提案じやないですか。やつたつてちつとも悪いことはない。一回そう言つたものは自由にはできませんぞ、やりましたと言つたから絶対直さない。そんなことになんできだわらなくてはいけないので。何も法律でもなければ何でもない。公社がそのつもりになつて郵政省に言いさえすれば幾らができるこを、何でそんなにこだわらなければならぬのか。

○遠藤説明員 こだわる理由を御説明いたしますと、全部定額制を時分制に変えられるならば私は結構でございますよ。しかし、時分制からまた定額制といつものもござりますので、いま先生の御提案は、それで、先ほど公社も矛盾を認めと申されます、その基本料は事業用じゃなくて住宅用だ、仮にそういう矛盾があるといつします、理論的なおかしい点があるといたします。このおかしい点は当時からあつたんですね。そのときはおっしゃらなかつたんです。ところが、何年かたつた今日おっしゃる。この問題はやはり私は解決策としては、公社も協力いたしますから有効サイドでも少し利用料金を上げるとかなんとか協力していただかなくては、全部わが社に持つてこられるというのもあればから、非常にこだわるようですが、しかし先ほどのお話をございますし、四項目全部そろえたところで、何かやはり公社の前向きの姿勢は出さなくちゃいかぬ、こういう大臣並びに總裁の御指示でござりますので、私もそうあれはいたしませんが、實に本当に泣きたい気持ちです。それは法律じやございませんから、法律じやございませんだけに、私はやはり約束は守るべきだと思うのですよ。法律ならだれだって守るのであるのですが、法律でないところの約束なればこそこか。

○小沢(貞)委員 遠藤さんがこだわり過ぎていて——こんなことはちつとも問題になることじやない。もう収入にもろくに関係もなければ何でもないことを、そういう選択を有放がやるのを最初の約束だからだめだという公社のかたくなな態度をこの機会に改めなければいけない、こういうことです。だから、一年置きとは言わない、二年に一遍とか三年に一遍とか、これは希望に応じて変更できる。こんな貴重な時間を費やして問答するほどの大事な問題じゃないわけです。ところが遠藤さんがこだわっているから、こうむずかしくなっちゃう。こんなものはやりますと言えばいいんです。さつきの三つを一つにして前向きのものとこれはまた全然別なんですよ。仕分けをして、これはこれだけで二年に一遍か三年に一遍すつやります、そういう御答弁をいただけばいいので、公社のマイナスでもなければ何でもない。国民の要望にこたえてやるのが公社じゃないです。

○遠藤説明員 一般の加入者の方と不均衡のないよう、一般の加入者の方は一遍決められたことはそこそ法律で守らざるを得ないわけでございまして、その意味で不公平のないようにといふことも大切かと思いますが、余りなにしてますと私一人が頑迷固陋のよくな立場になりますが、有放の問題は、小沢先生お一人とは申しませんが、それほど大きな問題じやないことは確かに私もわかつております。ですから、前進的方向であります。それにいつて、有放の者と電電と、また郵政省ですか、三者で十分検討しましよう、こういふことに答弁がなっているのではないか、こう思いますが、これは一般会社の電話でダイヤル発信ができるように、ゼロ発信ができるように、有放でもそういう設備を持つていいわけです。そういうことはできませんか。

○小沢(貞)委員 いつまでもこだわっていてもしようがないから、このくらいで、また一緒に検討をさせていただくようにさせていただきたいと思ひます。

先ほどもちよつと冒頭に触れたけれども、有放の施設に、これは各県別に県が必要と認めて補助金を出しているわけだ。だから国でも何かこういうことで援助を考えなければならないのではないのか、こう考へるわけです。それが一つ。

○松井政府委員 過去におきましては補助金を出したときもあるわけでございますけれども、現段階におきましては非常に厳しい全般的な財政の中でも打ち切りをやむを得なくなっています。

○小沢(貞)委員 市町村経営の有放の設備には税金がかかるおらぬ。ところが法人あるいは農協事務局でいいのですが、税金は平等にみんな免除する、こういうことはできませんか。

○松井政府委員 税金の関係につきましては、國税、地方税等あるうかと思ひますが、郵政省としては、この問題につきましてお答えできる立場にございませんので、それぞれ関係の当局からお聞き願いたいと思います。

○小沢(貞)委員 いま一つ、細かい問題があるのです……。

これは前に私の質問に対し、検討しておきました。どうも電電公社から御答弁いただきたいが、有放の接続をダイヤル接続でできないか、こういう問題をたしか去年の二月ごろ提起してあると思います。それについて、有放の者と電電と、また郵政省ですか、三者で十分検討しましよう、こういふことは、これは技術的に非常にむずかしいと思うのです。それで、私たちの方も、有放のオペレーターからダイヤルアウトといふことで持つています。したがいまして、先般も申し上げたわけですが、これは一般会社の電話でダイヤル発信ができるように、ゼロ発信ができるように、有放でもそういう設備を持つていいわけです。現にございますが、オペレーターからのダイヤルアウトといふことでお願いしておるわけでござります。

○小沢(貞)委員 それではまたそのことは技術的に検討していただき、有放のオペレーターからやつたわけでございますが、これにつきましては、交換機の制限がございまして、クロスバーのC40ないしはC46、それで市外交換機の持つてない——機械のあるところはやれますので、塩尻はちょうどそれに該当しておりますので、やれま

したのですが、いまクロスバーもかなりございまして、こういう機械設備ができるところは、お申しがございますれば、私たちも郵政と打ち合いで打ち切りをやむを得なくなっています。

○小沢(貞)委員 ちよつと私、技術的なことがわからないが、塩尻方式でやったのは、交換台が相手をダイヤルで呼ぶのでしょうか。私の言うのは、

今度は有放が、加入者個々の人が、会社の中にたくさんの電話があるときにゼロ発信で、この国会の中と同じようにゼロ発信で相手を呼び出すことができるようになると、こういうことを言うわけです。これを技術的に検討しておこうじゃないか、こういうことになっていたはずです。

○玉野説明員 有放につきましては、先生御承知だと思いますが、私の方は、局線に二百平均、端末機がついておりますが、そういう非常な多數共同になっておりますので、なかなか、個別にダイヤルアウト、有放の加入者の方から直接やるということは、これは技術的に非常にむずかしいと思うのです。それで、私たちの方も、有放のオペレーターからダイヤルアウトということで持つています。したがいまして、先般も申し上げたわけですが、これは一般的な電話でも個別でダイヤルアウトするといふことはなかなかむずかしいわけでござります。したがいまして、先般も申し上げたわけですが、オペレーターからのダイヤルアウトといふことでお願いしておるわけでござります。

○小沢(貞)委員 それではまたそのことは技術的に検討していただき、有放のオペレーターからやつたわけでございますが、これにつきましては、交換機の制限がございまして、クロスバーのC40ないしはC46、それで市外交換機の持つてない——機械のあるところはやれますので、塩尻は

う、こういう御答弁で結構です。私は、総括的で、有放に対してもっと積極的に——これは農林省もそういうことを考えているようあります。最初は農林省の関係からスタートしたわけですか。郵政省の方でも、もっと積極的に検討をしておきます。ただ、こういうふうに考えております。

○福田(篤)国務大臣 積極的に取り組む覚悟でござります。

○小沢(貞)委員 総理府見えていますか。——そ

れども、もう一度、

○玉野説明員 さようまでございます。

○小沢(貞)委員 それでは有放に対する質問は、

あと大臣が総括をお尋ねをしたいわけですが、最

初の問題は、大臣が前向きにひとつやりました。

○玉野説明員 先生がおっしゃいます点につきましては、塩尻につきまして、松本へ有放のオペレーターからダイヤルで持つていくやり方を実験をしていなかったのがあるところだと実現できるから、これは希望があれば全国的にできる、こういふことでいいわけですね。

○玉野説明員 さようまでございます。

○小沢(貞)委員 それでは有放に対する質問は、

總理府の広報室が昭和三十八年からずっと政府の施策や暮らしに役立つ話題などを録音フィルムとかアナウンスの原稿とかにして全国の有線放送施設に無料でお送りして、有線放送施設の方ではこれらの中からそれぞれの施設が自主的に取

捨選択いたしまして放送を利用するというふうな形で、当初から放送料を支払わないということでお進んでおるわけでございますけれども、昨年以来この点につきまして、放送料を支払つてほしいというふうな御要望がございまして、いろいろ検討したわけでございますけれども、その結果放送料それ自体を支払うということは非常に困難でありますけれども、今後施設との連絡を密接にし、政府の提供する番組についてその内容の充実、向上を図るとかいうことによって広報効果を高めるというふうな点がまだ若干改善の余地があるのではないかというふうなことになりまして、そういうふうな点について来年度からいろいろ措置したいと検討しておりますところでございます。

○小沢(貞)委員 大臣、聞いてもらいたいのですが、テレビ放送のためには四十三億、それからラジオのためには二十二億あるわけです。その他といふところに二十八億ばかり要求しているわけですか。その他のところへ持つていって、有線放送の充実等という注釈が入っているわけです。だから、二十八億からあるものをその他を含めて有線放送のために七割とか八割とかあるいは半額とかいうようなことをするならないのですが、ここに有線放送の充実等とは書いても、いま御答弁があつたように放送料は出しません、何かほかのことですかにとてみたないなことをやっているわけです。これは大臣、突然な質問でよく御理解は得られないであります。その他のところに二十八億ばかり要求しているわけですが、その他のところへ持つていって、有線放送の充実等といふふうな点について来年度からいろいろ措置したいと検討しておりますところでございます。

○小沢(貞)委員 大臣、聞いてもらいたいのですが、テレビ放送のためには四十三億、それからラジオのためには二十二億あるわけです。その他といふところに二十八億ばかり要求しているわけですか。その他のところへ持つていって、有線放送の充実等といふふうな点について来年度からいろいろ措置したいと検討しておりますところでございます。

○小沢(貞)委員 いま先生のお話にもございましたが、この問題はいわば民間におけるテレビ、ラジオ、新聞の広告料のよつて問題であろうかと思ひます。そういった問題につきましてはこれは当事者間の問題、本件に限つて申し上げるならば総理府と有放協会あるいは有放施設関係者との問題でありますか? というふうに思うわけでございまして、郵政省といたしまして、この問題については何ら申し上げられない立場にあるというふうに考えられる次第でございます。しかし、いろいろの御事情につきましては、総理府の方にも話してまいりたいというふうに考えております。

○小沢(貞)委員 私は事務当局からそんな答弁をもらいたくて質問をしたわけじゃない。先ほど来言っている大臣として、方針として総理府なり大蔵省に、民放にやつていて同じように出すべき言つておられる次第でございます。しかし、いろいろの御事情につきましては、総理府の方にも話してまいりたいと思います。

○小沢(貞)委員 それで、質問の大部分は終わりました。N H K の方に待つていていただいたので、若干N H K に質問をいたしたいと思いまじますので、私はむずから総理府、大蔵省といろいろ折衝してみたいと思います。

○小沢(貞)委員 それで、質問の大部分は終わりました。ほんのわずかであります。

○小沢(貞)委員 難視聴の解消に当たつて、ミニサテで民放とN H K とがこれからものには共同建設を進めていく方向性というものを出

捨てたしまして放送を利用するというふうな形で、当初から放送料を支払わないということでお進んでおるわけでございますけれども、昨年以来この点につきまして、放送料を支払つてほしいというふうな御要望がございまして、いろいろ検討したわけでございますけれども、その結果放送料それ自体を支払うということは非常に困難でありますけれども、今後施設との連絡を密接にし、政府の提供する番組についてその内容の充実、向上を図るとかいうことによって広報効果を高めるというふうな点がまだ若干改善の余地があるのではないかというふうなことになりまして、そういうふうな点について来年度からいろいろ措置したいと検討しておりますところでございます。

○小沢(貞)委員 大臣、聞いてもらいたいのですが、テレビ放送のためには四十三億、それからラジオのためには二十二億あるわけです。その他といふところに二十八億ばかり要求しているわけですか。その他のところへ持つていって、有線放送の充実等といふふうな点について来年度からいろいろ措置したいと検討しておりますところでございます。

○小沢(貞)委員 いま先生のお話にもございましたが、この問題はいわば民間におけるテレビ、ラジオ、新聞の広告料のよつて問題であろうかと思ひます。そういった問題につきましてはこれは当事者間の問題、本件に限つて申し上げるならば総理府と有放協会あるいは有放施設関係者との問題でありますか? というふうに思うわけでございまして、郵政省といたしまして、この問題については何ら申し上げられない立場にあるというふうに考えられる次第でございます。しかし、いろいろの御事情につきましては、総理府の方にも話してまいりたいというふうに考えております。

○小沢(貞)委員 それで、質問の大部分は終わりました。ほんのわずかであります。

○小沢(貞)委員 難視聴の解消に当たつて、ミニサテで民放とN H K とがこれからものには共同建設を進めていく方向性というものを出

んで、そんなはかなことはどう考えたって矛盾なんですね。民放なんか一割五分、二割の記念配当をみんなやっている。そういうところにはちゃんと補助金出している。ラジオだってそうです。ところが具や何かもって援助してやらなければならぬ、放送と電話の機能を備えた、農民みずからが自然発生的につくつたものが大変経営困難だ、そのところにただでやらしている。これはやはり堂々と放送委託費としてきちっと何億か出すのが当然だと思うのですが、どうでしょうか大臣。

○松井政府委員 いま先生のお話にもございましたが、この問題はいわば民間におけるテレビ、ラジオ、新聞の広告料のよつて問題であるうかと思ひます。そういった問題につきましてはこれは当事者間の問題、本件に限つて申し上げるならば総理府と有放協会あるいは有放施設関係者との問題でありますか? というふうに思うわけでございまして、郵政省といたしまして、この問題については何ら申し上げられない立場にあるというふうに考えられる次第でございます。しかし、いろいろの御事情につきましては、総理府の方にも話してまいりたいというふうに考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同建設をやってまいりました。特に最近ミニサテという新しい方式が生み出されまして、山間僻地の微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率のいい置局ができるような技術基準も新たに設けていただきたわけでございます。今後、難視聴解消が民放、N H K あわせまして一層進んでいくものと考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率のいい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

が民放、N H K あわせまして一層進んでいくもの

と考えております。

○小沢(貞)委員 今後そういうようになつていいのか。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

難視聴の解消につきましては、かねてから民間

放送と私どもと協力をいたしまして、できるだけ

効率的に難視聴の解消を進めるという意味で共同

建設をやってまいりました。特に最近ミニサテと

いう新しい方式が生み出されまして、山間僻地の

微小な地域に対しまして、非常に経済的な効率の

いい置局ができるような技術基準も新たに設けて

いただきたわけでございます。今後、難視聴解消

きましてはいつの時期に行われるかということは、これははつきりはいたしておりますが、やはり手数料というものが世の中の実情に合わなくなつたというような時点ではいろいろこの問題が検討されるわけでございます。おおむね最近物価の高騰によって手数料は上がる傾向にあるわけでございますけれども、こういう区分をいたしますと、あるいは実質的には手数料がミニサテ局については安くなるということも考えられると思ひます。

○小沢(貞)委員 その値上げをするか何かの時期を待たないで、ランクを一つ二つ新たにつくって、いまの段階においてもできるようなくらいに前向きにはできませんか。全体の料金改定をするときでなければならないと言わないで、このミニサテをせっかく普及しようというわけですから、いまの段階において、とにかくいま十ワット以下というランクしかないわけです。だから十ワットから一ワットまで、一ワット以下、こういうぐらいに一ランクふやして積極的にミニサテの普及に対応できるように、こういうことをいまやるわけにはいかないわけですか、それだけつけ加えることは。

○石川(晃)政府委員 これは全般的に政令で決められておりますので、いまこの件だけを引き出すということは困難かと存じます。

○小沢(貞)委員 これは押し問答しても仕方がないから、できるだけ、ミニサテが入るようになつた、それは〇・一ワット。ところがいまの手数料をつくるときにはそういうことを想定していかなかつた。だから十ワットというようなことで最低が終わっている。だからこれはぜひ積極的に、ミニサテを普及させるという意味も含めて、十ワットから一ワット、一ワット以下、こういうものだけつけ加える改定をして、そしてミニサテの普及、共同建設の普及をしてもらうように、これは要望だけしておきたいと思います。

それからN H Kにお尋ねをしたいが、これから百世帯か五十世帯のところは民放とN H Kが共同

でやれば、これはなかなか、N H Kが見えるようになつたのだけれども民放は見えません、こういふ問題が起らないで大変ありがたいわけで、ぜひ手数料といふ積極的に推進をしていただきたい。郵政省もそういうように指導していただきたい、こう思いますが、いま困るのは、N H Kだけは見えますが、民放は見えませんという既存のサテ、こういうのがあるわけであります。これに持つて、いまのミニサテ方式なり何なり何らかの方法でN H Kは協力すべきではないか、こういうふうに考へるわけです。どうでしょう。

○沢村参考人 先生御指摘のとおり、N H Kだけ見えて民放の置局がおくれているという地域がかなりござります。できるだけ早く民放にも置局をお願いしたいわけでございますが、先生御指摘のミニサテでこれをやるということは、技術的に申しまして無理かと思ひます。と申しますのは、先生御承知のように、ミニサテというものが非常に限られた電波的な閉鎖地域と申しますが、よそに電波が漏れないということを条件に技術基準緩和をしていたいたいわけございまして、かなり広い地域に対しましてミニサテの技術基準を適用するわけにはまいらぬかと思ひます。そういう意味でそのままミニサテは適用できません。ただわれわれれといたしましては、民放さんができるだけ御一緒にやれるようにと、いふことで従来とも共同建設を進めてまいりました。それから、その共同でこれから、できるだけ、ミニサテが入るようになつた、それは〇・一ワット。ところがいまの手数料をつくるときにはそういうことを想定していかなかつた。だから十ワットというようなことで最低が終わっている。だからこれはぜひ積極的に、ミニサテを普及させるという意味も含めて、十ワットから一ワット、一ワット以下、こういうものだけつけ加える改定をして、そしてミニサテの普及、共同建設の普及をしてもらうように、これは要望だけしておきたいと思います。

それからN H Kにお尋ねをしたいが、これから百世帯か五十世帯のところは民放とN H Kが共同

でやれば、これはなかなか、N H Kが見えるようになつたのだけれども、いまおっしゃつたような、H Kはサテ局を建てました、鉄塔をつくりました、局舎をつくりました、それから道路もやりました、電源の導入も不便なところまでやりました、こういう既存の投資があるわけです。だけれども、そこも五年か十年たてばまた機器の改修なり何なりしなければいけないと、いう時期が来るのではないか、私はこう思います。そのときに、私は何もミニサテ局方式でいいか悪いかということは技術的にわかりませんから、閉ざされたような場所ならばそれもできるだろうが、いままでのところではできないところもあるらしいが、その場合に、その改修する時期に民放も便乗させてくれ、こうしたことになっていけば、鉄塔は既存のものがあるし、N H Kがだんだん償却もしているんだし、道路もつくつてあるんだし、局舎もつくつてあるんだしするから、その分の負担までさかのぼってやれと言わないので、それはそれなりでN H Kは償却もしているんだから、そこへ便乗させしてもらうときには民放のは民放の機器だけを取りつけて、機器だけでもって、電力量がふえて線を太くしなければいけないとかそういう問題はまた別として、既存のタワーとか局舎みたいなものについては応分の負担をせよというようなことをしないで、ひとつ改修のときには民放も一緒にやれ、こういうことはできないか、こういうことを私は言いたいわけなんです。

○沢村参考人 お答え申し上げます。

先生の御指摘はよくわかります。私どもとしまして不當にと言いましょうか、余分に民放さんかれてますと非常に一般の局には適用しにくい物理的条件がござりますけれども、その他の局につきましても、基本姿勢としましてはできるだけ共同で建設をやります受益者が受益者なりの負担をもつて共同でやれば、個別にやるよりかなり安くなるという原則を貫きながらいままでやってまいつておられます。そういう意味で、ミニサテ方式と言わることはございません。私どもとしましては、できるだけ効率的、経済的に経営をしていく、難視解消に効率化の実を上げるということは絶えずこの委員会の場でも御指摘を受けておりますし、置局といわす、どういう形にしろ本来の収入以外に副次的な収入も上げられないかと、いうようなことまで御指摘を受けているわけでございますが、いま

○小沢(貞)委員 それは公式的なことで私よくわかれますが、いまN H Kだけしか見えない。N H Kはサテ局を建てました、鉄塔をつくりました、局舎の中に必ずしも、N H Kの建てました局舎に民放の機械が入るというほどの余裕のある局舎は一般には建てておません。ですから、個々の場合によりまして条件が違つてこようかと思いまして、先生の御趣旨はよくわかりますので、今後具体的な実際の民放の置局に際しまして、私どもも御趣旨を体しまして前向きな検討をしていく、個々にお打ち合わせをしていくというつもりであります。

○小沢(貞)委員 N H Kの答弁としてはそういうことだと思いますが、私は郵政省にお尋ねをしたわけですが、これからミニサテ局を共同でやろうということは、それは結構なことでございまして、大いに進めていただきたい。それは五十軒か三十軒の小さいところで民放もN H Kも今度は見えるようになりますといふことですから、これはいいです。ところが、途中で、すでにN H Kは置局をしてあるが民放がまだそれに乗つてないという中間地帯がたくさん残つてゐるわけですね。そういうわけで、これからやるミニサテみたいなうんと小さいところのやつは共同でやる。途中でやらなきゃならないところの、民放がまだ見えない、N H Kだけが見えるというのがたくさんあるわけです。そういう局は一体どのくらいあるか。そこへ民放が積極的にいまN H Kに協力を求めるなりなんなりしていく希望があるかどうか、あつたならば、民放がN H Kに便乗さしてもらうには一体どれだけの費用がかかるが、どうであろうか、こういうことを個々のN H Kの置局についてケース・バイ・ケースでひとつ全部調べ上げて、それで民放を誘つてそれに乗つける、民放が乗つかるようになったらN H Kに具体的な協力を求める、こういうようにひとつ親切に全部指導なり調査なりできませんか。これは当然わかっていますことだと思ひのですが、どうでしょうか。

○石川(晃)政府委員 お答えいたしました。N H Kの難視解地域と申しますか、これについ

てはNHKの方で十分資料は持っているわけですが、民放につきましても、現在二百十萬世帯近くの難視聴地域があるというふうに言われております。われわれといだしましても、この難視聴地域の解消につきまして努力しようということです。現在今年度と来年度でその調査を開始いたしております。それができますと相当はつきりした数が出てくると思いますが、それに対する民間放送の施設状況でございます。これにつきましても、それぞれの会社からそのときそのときいろいろ情報をもらつてその解決には当たつているわけでございますが、民放としましては、やはり会社の経営という問題もあって、なかなか気持ちと実際とがつながらない。どうしても経営上の問題があつて電局がおくれていくのが現状でございます。しかし、ただいま先生から御指摘がございましたので、御指摘の点などを調査いたしまして、NHK、民放ともよく相談いたしまして、なるべく早くそのようなところが減るように努力したいと存じております。

○小沢(貞)委員 それでは質問を終わります。

最後に、恐らくいま民放二百何十万世帯、NH

Kは九十万だったでしょうか、だから二百何十万世帯というものがNHKは見えても民放は見えない、こういうところではないかと思います。これ

はいま御答弁ありましたように、ぜひ実態調査をして、再免許のときなりなんなり計画を具体的に立てる。そして、具体的にできたらNHKに道路の負担をしろとか、鉄塔の負担までしろとか、局舎の負担までしろとか言わないで、そういうものはNHKの方は償却が済んでいるのだからそれに便乗せろ、こういうようなことになる

と、機器ぐらいの負担で比較的簡単にできやしないともわれわれ素人考えに考えるわけですか

ら、ぜひ積極的に指導していただきたい、こう思

います。

大臣、私は三代の郵政大臣にそう言ってきたか

ら、この新しい大臣にも一言言っておかなければ

なりません。

私はこう思うのです。平衡交付金、富裕団体から取つて田舎の貧しい赤字県に金を交付してやる

ような式のものとしての電波使用料というものを

取つて、それを難視聴解消——いま民放は、ここへ

新たに民放が見えるようにして広告料が余分に入るわけじゃないから、だれもやりたがらない

わけです。だから、やりたがらないところまでや

つけるためには、電波使用料という財源を持って、そ

れを全国ブルーして、その財源で民放の難視聴解

消、こういうものを進めていけばまさに合理的

にうまくできるのではないか、こういうことを言

つているわけです。ぜひ大臣から前向きに検討し

てもらうようにお願いをしたい。これは答弁をし

ると言つても質問事項にありませんから、お願ひ

りがとうございました。

○伊藤委員長 郵便貯金法の一部を改正する法律案及び郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案の両案について質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。三ツ林弥太郎君。

○三ツ林委員 議題になつております郵便貯金法

の一部を改正する法律案並びに郵便切手類売さば

き所に関する法律の一部を改正する法律案について

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○伊藤委員長 郵便貯金法の一部を改正する法律

案及び郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所

に関する法律の一部を改正する法律案の両案につ

いて質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。三ツ林弥太郎君。

○三ツ林委員 議題になつております郵便貯金法

の一部を改正する法律案並びに郵便切手類売さば

き所に関する法律の一部を改正する法律案につ

いて質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。三ツ林弥太郎君。

○伊藤委員長 郵便貯金法の一部を改正する法律

案及び郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所

に関する法律の一部を改正する法律案の両案につ

いて質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。三ツ林弥太郎君。

郵政大臣としての所信をこの際承りたいと思います。

○神山政府委員 まず最初に、この財團法人郵便貯金振興会がどうなるのかという御質問にお答えいたします。

財團法人郵便貯金振興会は、この法律に基づく郵便貯金振興会が設立されたときにおきましては、改正法案の附則第二条の規定によって財團法人の一切の権利義務は新法人に継承される。そのときにおいて財團法人の方は解散するということになります。

○福田(篤)国務大臣 今後とも十分監督指導してまいります。

○三ツ林委員 次に、郵便切手類の売りさばき所であります。これは町の中でもよく見かけるところであります。この売りさばき所は、一般国民が切手を買ったりするのに非常に便利なところであると考えておりますが、また郵便事業の立場において、窓口業務の一部を委託することになるので、双方にとって非常に重要な役割りを果たしておりますのと考えられます。最近の手数料率の改定は昭和四十九年と聞いておりますが、売りさばき人は少額の切手類を売りさばくためにかなりの手数がかかっておるものと思うのであります。四十九年以降、一般的の労賃、人件費の高騰は相当なものであります。また、郵便事業の職員の給与等も毎年ベースアップをいたしておりますし、また他の物価上昇もありますし、このような最近の状況を考慮した場合、売りさばき人に支払う手数料もやはり適正なものに改めてやる必要があるのではないかと考えられるわけであります。今回提案した趣旨について、まずその考え方を伺いたいと思います。

○福田(篤)国務大臣 年間の切手類、印紙の総売りさばき額のうち、半ば以上は売りさばき人の方々によって売りさばかれておる実情から考えましても、御説のとおり、売りさばき所は公共の利益のために、じみではありますが、全体として大きな貢献をしておるわけでございます。

ところで、売りさばき人に支払う手数料の率は、昭和四十九年一月一日に改定されて現在に至っておりますことは御承知のとおりでございますが、改定がございましたときには、売りさばき手数料を十分に果たしていくためには、売りさばき手数料率を改定する必要が認められたために、今般、改正法案の御審議をお願いいたしました次第でございます。

○三ツ林委員 次に、改定法案の内容の考え方、実施した場合の影響等についてお伺いいたします。まず、改定法案の内容を見ますと、それぞれの率の改定ということで平均何%のアップかわからぬないが、平均すると何%のアップになるのか。また、それはどのような考え方によっているのか。第一点は、二十万以下の手数料率の引き上げということであります。これはどのような考え方によるものか。

第三番目に、買い受け月額が皆無の売りさばき所についても手数料を支払うように今回改定することといたしておりますが、これはどのような考え方によるものか。

第四番目は、現行の料率による場合と改定案による場合とを比較して、売りさばき一人当たりの平均手数料はどうなるのか、また一月一日施行として、今回の改定による五十一年度予算の増加額は幾らになるのか、この点をお伺いいたしたいと存じます。

○廣瀬政府委員 郵便切手類の売りさばき手数料につきましては、ただいま大臣が申し上げましたとおり、四十九年一月に改定されまして現在に至つておるわけでございます。その後、印紙税額の改定がございましたし、また、郵便料金の改定等がございまして、それに伴います売りさばき人の手数料収入も増加している実情でございます。しかしながら、売りさばきに要する諸経費も、その

後における人件費等の上昇等がございまして相当増加しております。手数料収入の増加にもかかわらず、利益が薄くなってしまいと認められます。また、本案の改定を行った場合に、昭和五十年度予算では総額約百十三億余になりまして、現行料率の場合に比較いたしまして約五億四千五百円の増加に相なります。

それから質問の第二でございますが、買い受け月額二十万円以下のような売りさばき所の実態を数多く取り扱わなければならないというような回数が多くあります。切手、印紙等の小額のものを回数多く取り扱わなければならないというようなことでございますので、その手数が二十万円を超えるものに比べまして相当かかるにもかかわらず、手数料の面では必ずしも妥当とは言えない実情になっておるわけでございます。したがいまして、この際、この二十万円以下のものにつきまして料率を改定する必要があろうと考えるものでございます。なお、この改定によりまして、買い受け月額二十万円以下のものを中心といたしますと、結局は全売りさばき所の手数料が改善されるという結果になるわけでございます。

それから第三点でございますが、買い受け月額が皆無の売りさばき所につきましては、たまたまある月に買い受けの請求がなかったという理由のために、当該月の最低の手数料も受けられないということではお気の毒なことであり、従来だけ買い受け実績をつくっていただくようにならざるを得ないのです。しかし、この月に買取るだけ買い受け実績をつくっていただこうに勧奨してまいったところでございます。しかしながら、こういった勧奨によりまして一ヶ月の買い受け実績のない売りさばき所を皆無にするということにつきましては、根本的な解決にはならない

といふに考えて、この際、これら買い受け実績のない売りさばき所がすべて最低補償を受けられますように措置いたしたところでございます。

○伊藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十一分散会